
美郷町子どもの輝く未来応援計画

－ 美郷町子どもの貧困対策に関する整備計画 －

平成30（2018）年3月

島根県 美郷町

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定に当たって	1
【1】計画策定の主旨	1
【2】計画の位置付け	3
【3】計画の対象	4
【4】計画の期間	4
【5】計画の策定体制	5
1 町民の意見反映	5
2 美郷町子どもの輝く未来応援計画策定委員会での審議	5
第2章 子どもを取り巻く現状	6
【1】本町の現状	6
1 人口・世帯の状況	6
2 年齢別人口	7
3 子どもの状況	8
4 婚姻件数・離婚件数	9
5 ひとり親家庭	10
6 保育園入所状況	11
7 小学校児童数・中学校生徒数の状況	12
8 要保護・準要保護児童数・生徒数の推移	13
9 中学生の進路状況	14
10 各種手当の受給状況	15
11 生活保護世帯の状況	16
【2】アンケート結果からみた現状と課題	17
1 アンケート結果の概要	17
2 アンケート結果からみた課題	29
3 現状や課題からみた本町における貧困の考え方	30
第3章 計画の基本的な考え方	32
【1】基本理念	32
【2】基本目標	33
【3】施策体系	34
第4章 施策の展開	35
【基本目標Ⅰ】支援のネットワークづくり（気づき・つなぐ支援の輪づくり）	35
1 困難や課題の早期発見（気づき）の体制づくり	35
2 適切な支援に「つなぐ」体制づくり	36
3 支援体制のネットワークづくり	36
【基本目標Ⅱ】保育・教育の支援（育ち・学ぶ環境づくり）	39
1 保育環境の充実	39
2 教育の支援	40

【基本目標Ⅲ】生活の支援（くらしと健康づくりの支援）	-----	42
1 くらしの支援	-----	42
2 健康づくり・発育の支援	-----	44
【基本目標Ⅳ】就労・経済的支援	-----	46
1 就労への支援	-----	46
2 経済的支援	-----	47
第5章 計画の推進体制	-----	50
【1】庁内推進体制	-----	50
【2】地域における推進体制	-----	50
【3】計画の進捗評価	-----	50
資料編	-----	52
1 美郷町子どもの輝く未来応援計画策定委員会開催状況	-----	52
2 美郷町子どもの輝く未来応援計画策定委員会委員名簿	-----	53
3 美郷町子どもの輝く未来応援計画策定委員会運営要綱	-----	55

第1章 計画の策定に当たって

【1】計画策定の主旨

わが国では、急速に少子高齢化が進行しており、その背景には、晩婚化・晩産化の進行等に加え、子育ての経済的負担感等、様々な社会的要因が影響していると言われています。

このような社会情勢の変化に伴い、経済的困難におかれた子育て世帯の増加や、社会的な孤立などを背景として、貧困の状態にある子どもが増加傾向にあることが懸念されています。

厚生労働省が平成27(2015)年に実施した国民生活基礎調査によると、国の「子どもの貧困率^注」は13.9%と、およそ7人に1人の割合となっています。近年では最高となった平成24(2012)年(16.3%)からやや改善しているものの、一定程度の割合が継続しています。

【全国の貧困率の推移】

(%)	平成6 (1994) 年	平成9 (1997) 年	平成12 (2000) 年	平成15 (2003) 年	平成18 (2006) 年	平成21 (2009) 年	平成24 (2012) 年	平成27 (2015) 年
相対的貧困率	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
貧困線(万円)	144	149	137	130	127	125	122	122

注：世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分(貧困線)に届かない人の割合を相対的貧困率と言い、子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合を指す。

資料：国民生活基礎調査(平成27(2015)年)(ただし、平成6(1994)年の数値は兵庫県を除く。平成27(2015)年の数値は熊本県を除く。)

子どもが貧困であるということは、子どもが属する世帯(家庭)が貧困であることが考えられます。貧困のため十分な教育を受けることができない状況や、住環境、学習・生活に必要な物が不十分であるなど、家庭の経済状況が子どもの学力や進学等に影響し、成人後の就労にも影響するなど、いわゆる「貧困状態の連鎖」に注目が集まっています。

子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右され、世代を超えて連鎖することがないように、「貧困状態の連鎖」の流れを断ち切り、貧困から脱却するための支援など、総合的な対策を進めていくことが必要です。

このような状況を受け、国では、平成26(2014)年1月、子どもの貧困対策に向けた必要な支援や環境整備、教育の機会均等を図るため「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。そして、この法律の規定に基づき、子どもの貧困対策に関する基本的な方針並びに子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が同年8月に閣議決定されました。

国のこうした動きを踏まえ、島根県においても、平成 27（2015）年 3 月に「島根県子どものセーフティネット推進計画（「気づき、支え、未来へつなぐ 子どものセーフティネット）」が策定されました。この計画は、困難やリスクに直面している子どもに気づき、その生活や学習を支え、希望の持てる未来へつなぐための「子どものセーフティネット」を広げていくことを目指し、総合的な子どもの貧困対策に取り組んでいくこととしています。

「子供の貧困対策に関する大綱」では、子どもの貧困対策の基本方針の一つとして、「官公民の連携によって子どもの貧困対策を国民運動として展開する」ことが掲げられており、本町においても、国の子どもの貧困対策や県の取組等と連携し、子どもの貧困対策を国民運動として展開するため、困難な環境にある子どもや家庭に対する支援、取組の方針について「美郷町子どもの輝く未来応援計画（美郷町子どもの貧困対策に関する整備計画）（以下「本計画」と表記）」として策定するものです。

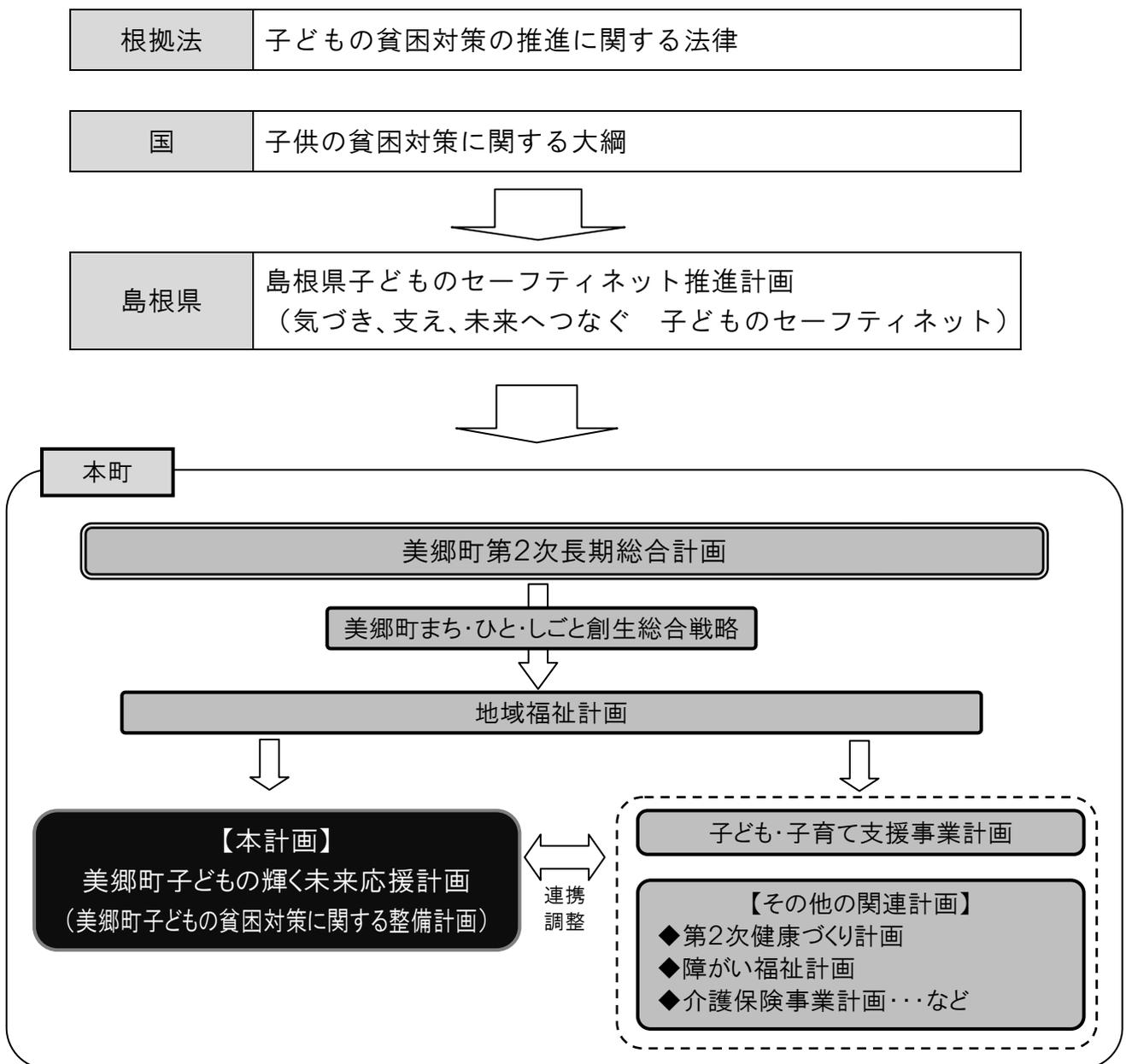
【参考／「島根県子どものセーフティネット推進計画」における施策体系】

計画が目指すもの （基本理念）	気づき、支え、未来へつなぐ 子どものセーフティネット
基本方針	
<p><u>1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備</u> 子どもの貧困状態に気づき、それぞれの状況に応じて、子どもや保護者等への適切な保護や支援につなぐため、教育、福祉、雇用など部門を超えた連携体制の構築を進めます。</p> <p><u>2 子どもの安心と成長の環境づくり</u> 子どもに対しては、現在の不安や困難を取り除くとともに、将来に向かって能力や意欲を伸ばし、希望を持って進路を選択できるような支援を行います。</p> <p><u>3 保護者等に対する支援</u> 保護者等に対しては、家庭が子どもにとって真に安心できるものとなるよう、保護者等が、直面する課題に自ら主体的に取り組み、解決していけるような支援を行います。</p> <p><u>4 対策推進のための体制整備</u> 県や市町村が緊密に連携し、子どもの貧困対策を着実に推進するための体制を整備します。</p>	

【2】計画の位置付け

本計画は、国や県の考え方及び本町の上位計画である「美郷町第2次長期総合計画」を踏まえ、「地域福祉計画」や「子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする関連計画との連携等、他の部門計画との整合にも配慮し、計画の推進に当たっては、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとします。

【関連計画との整合イメージ】



【3】計画の対象

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、第2条において「子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。」と基本理念を掲げており、経済的困窮下にある子どもに対して支援を行うだけではなく、子どもが生まれ育った環境によって将来を左右されることのない社会の実現を目指すべきものとされています。

本計画においては、現に経済的困窮状態にある子どもやその家庭に対する取組をはじめ、障がい、疾病、虐待、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とします。

なお、本計画においては「子ども」の定義を、18歳未満を基本に、おおむね大学卒業程度までとします。

【4】計画の期間

本計画の期間は、平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間とします。ただし、社会環境の変化や「子ども・子育て支援事業計画」の見直し、その他地域の動向、福祉ニーズの変化など、様々な状況に的確に対応できるよう、随時、計画全体の状況把握を行い、必要に応じて柔軟に見直しを図ることとします。

	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度	平成35 (2023) 年度
美郷町子どもの 輝く未来応援 計画(本計画)			策定	平成30(2018)年度～平成34(2022)年度(5年間)					次期計画
								見直し	
美郷町子ども・ 子育て支援 事業計画	平成27(2015)年度～平成31(2019)年度(5年間)					次期計画			
					見直し				
美郷町 地域福祉計画			策定	平成30(2018)年度～平成34(2022)年度(5年間)					次期計画
								見直し	

【5】計画の策定体制

1 町民の意見反映

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定に当たって、美郷町の子どもの貧困に関する実態を把握し、今後の計画づくりのための基礎的な資料とすることを目的として、本町に居住する 18 歳以下の子どもがいる世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査名称	美郷町 子どもの生活状況に関する実態調査
調査対象	本町に居住する 18 歳以下の子どもがいる世帯
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成 29 (2017) 年 2 月～3 月
配布数	350 件
回収状況	172 件 (49.1%)

(2) パブリックコメントの実施

計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募り、十分な検討を行いました。

2 美郷町子どもの輝く未来応援計画策定委員会での審議

計画の策定に当たっては、アンケート調査等を通して実態や意見等を把握するとともに、美郷町子どもの輝く未来応援計画策定委員会において本計画の内容についての協議・評価・検討を行っています。

第2章 子どもを取り巻く現状

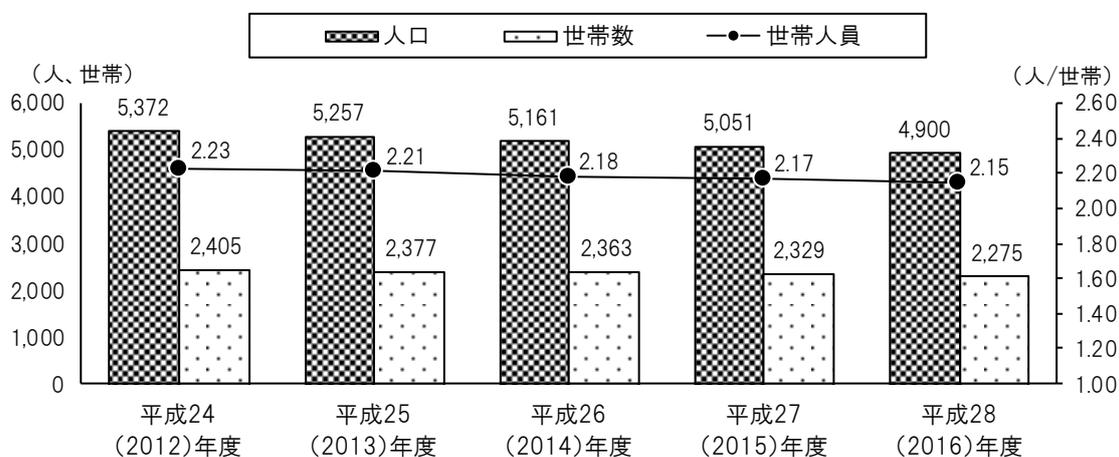
【1】本町の現状

1 人口・世帯の状況

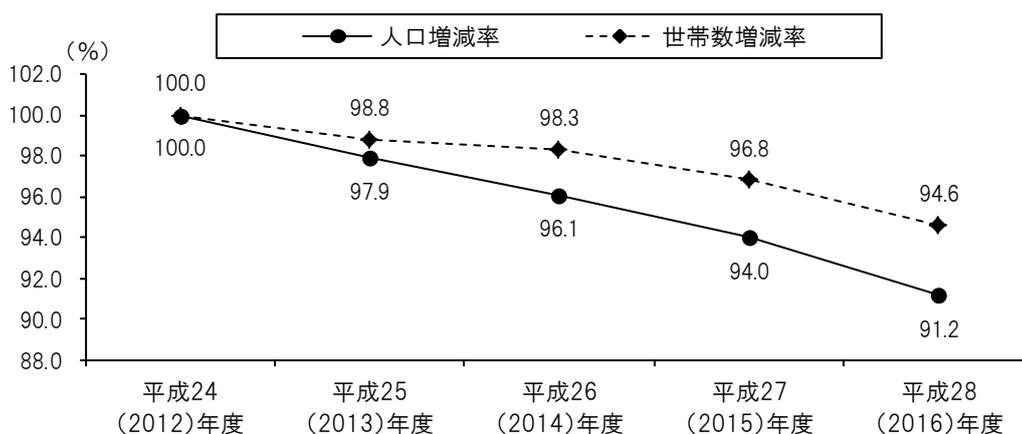
本町の人口は、平成 28（2016）年度で 4,900 人と、平成 24（2012）年度から 500 人近くの減少（平成 24（2012）年度を 100.0 とした場合 91.2）となっています。

世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、平成 24（2012）年度の 2.23 人から平成 28（2016）年度で 2.15 人と、緩やかに小家族化傾向にあります。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



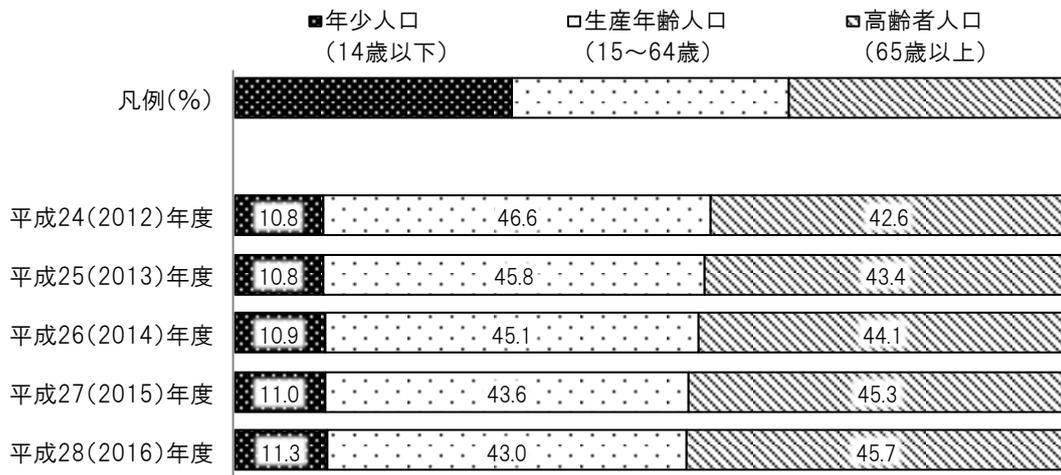
注：増減率は、平成 24（2012）年度を 100.0 とした場合の各年の割合を示す。

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

2 年齢別人口

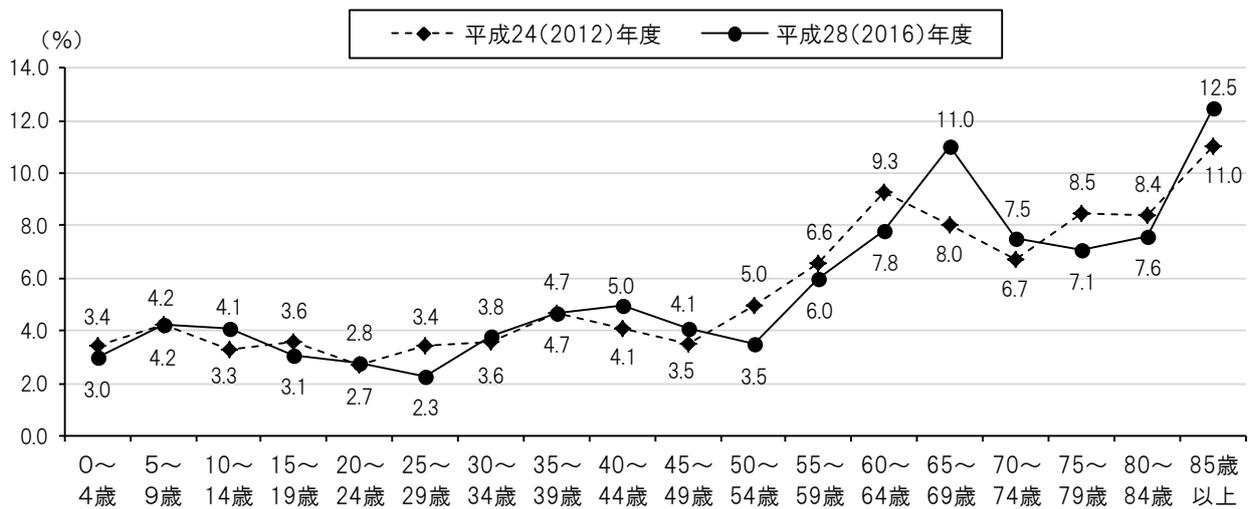
本町の年齢別人口構成比をみると、平成 28（2016）年度では年少人口（14 歳以下）が 11.3%、生産年齢人口（15～64 歳）が 43.0%、高齢者人口（65 歳以上＝高齢化率）が 45.7% となっており、ほぼ 2～3 人に 1 人が高齢者という状況です。

【年齢3区分別人口構成比】



さらに、5 歳階層別でみると、平成 28（2016）年度では 60 歳代後半のいわゆる「団塊の世代」は、本町の人口の中でもボリュームの多い年齢層となっています。

【年齢5歳階層別人口構成比】



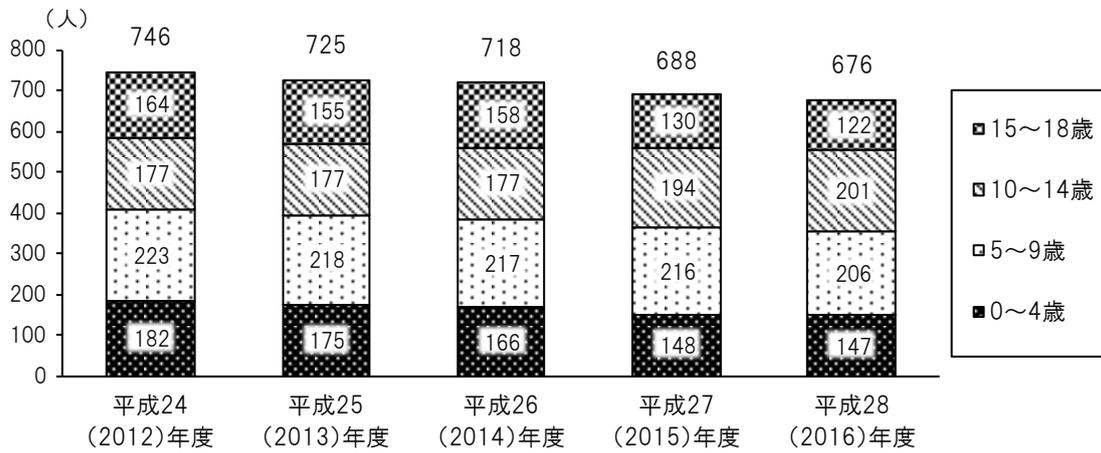
資料：住民基本台帳（各年度末現在）

3 子どもの状況

(1) 子どもの人口

本町における18歳以下の人口は、平成28(2016)年度で676人となっており、年々減少で推移しています。特に0～4歳、15～18歳の年齢層で減少が目立ちます。

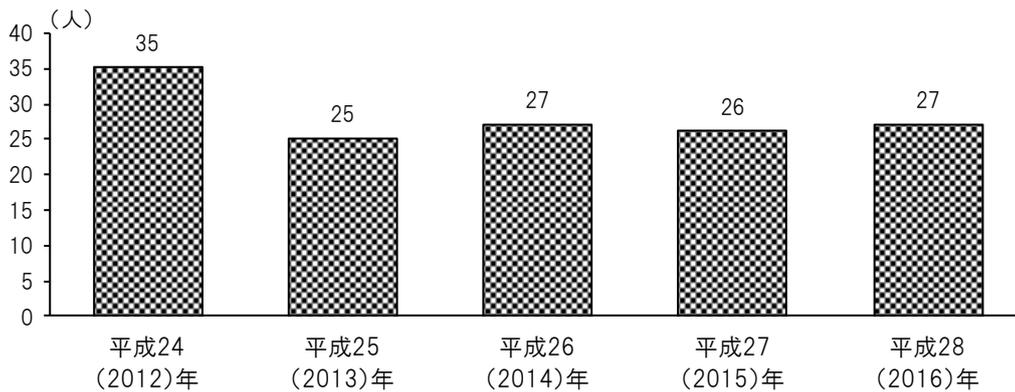
【18歳以下人口の推移】



資料: 住民基本台帳(各年度末現在)

年間出生数は近年、年間25～30人程度で緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、平成28(2016)年では27人となっています。

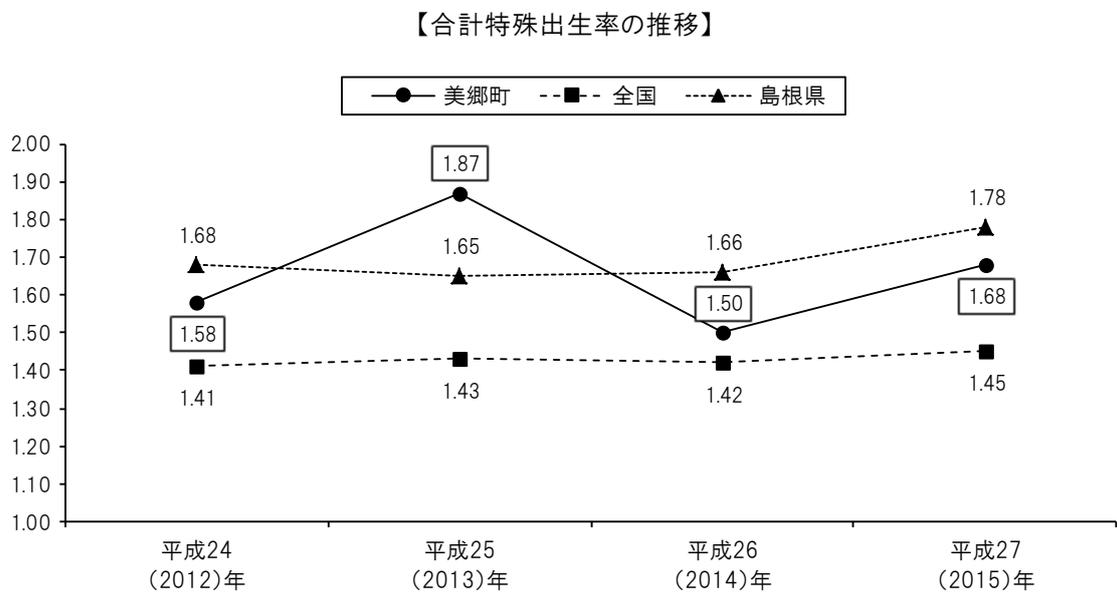
【年間出生数の推移】



資料: 人口動態調査

(2) 合計特殊出生率

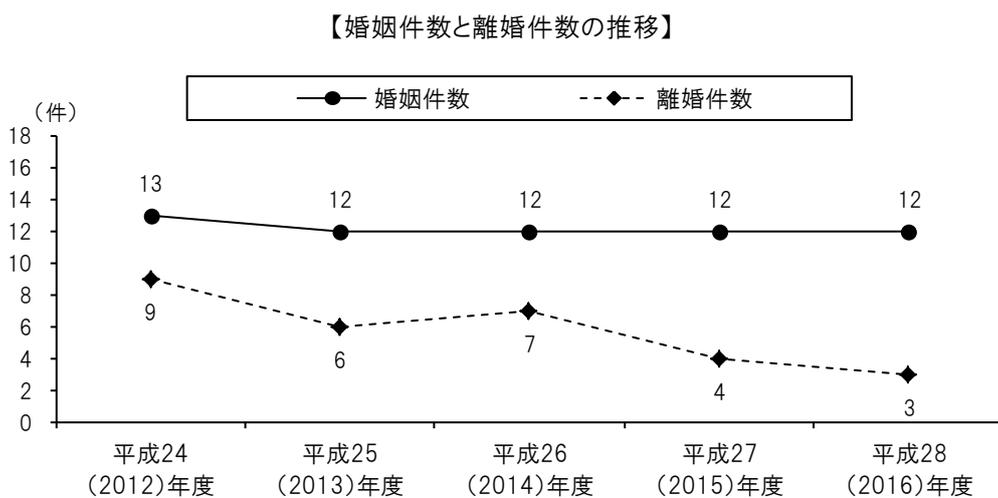
本町における、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計）は、平成27（2015）年では1.68となっています。島根県の平成27（2015）年の合計特殊出生率は1.78であり、本町はそれをやや下回っていますが、全国との比較では上回っています。



資料：人口動態調査

4 婚姻件数・離婚件数

本町の婚姻件数は、近年は年間12件程度で横ばいで推移しています。離婚件数は減少で推移しており、平成28（2016）年度では3件となっています。



資料：人口動態調査

5 ひとり親家庭

本町の場合、ひとり親家庭については、平成 27（2015）年で 28 世帯となっており、その大半を母子世帯で占めています。母子世帯では就労や経済面で厳しい状況にある世帯が多く、父子世帯では子どもの養育や家事など生活面において、課題を抱えている世帯が多い状況です。

子育てを含む家庭生活への支援や就業支援など、ひとり親家庭に対する総合的な自立支援対策が必要となっています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成 17 (2005)年	平成 22 (2010)年	平成 27 (2015)年
ひとり親家庭(合計)	22	23	28
母子世帯数	18	18	19
父子世帯数	4	5	9

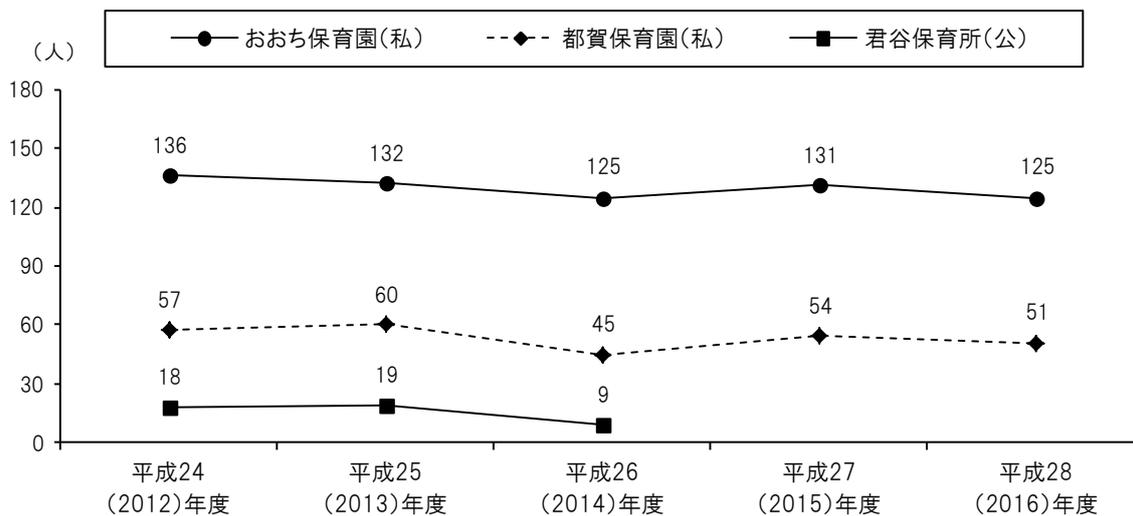
資料:国勢調査

6 保育園入所状況

町内には平成 28 (2016) 年度現在、2 か所の認可保育園があり、定員数合計 170 人に対して入所人員は 176 人 (充足率 103.5%) となっています。

入所人員は、いずれの保育園も大きな変動なく推移しています。

【保育園入所人員の推移】



		平成 24 (2012)年度	平成 25 (2013)年度	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度
おおち保育園 (私)	定員数(人)	110	120	120	120	120
	入所人員(人)	136	132	125	131	125
	充足率(%)	123.6	110.0	104.2	109.2	104.2
都賀保育園 (私)	定員数(人)	45	45	50	50	50
	入所人員(人)	57	60	45	54	51
	充足率(%)	126.7	133.3	90.0	108.0	102.0
合計	定員数(人)	155	165	170	170	170
	入所人員(人)	193	192	170	185	176
	充足率(%)	124.5	116.4	100.0	108.8	103.5

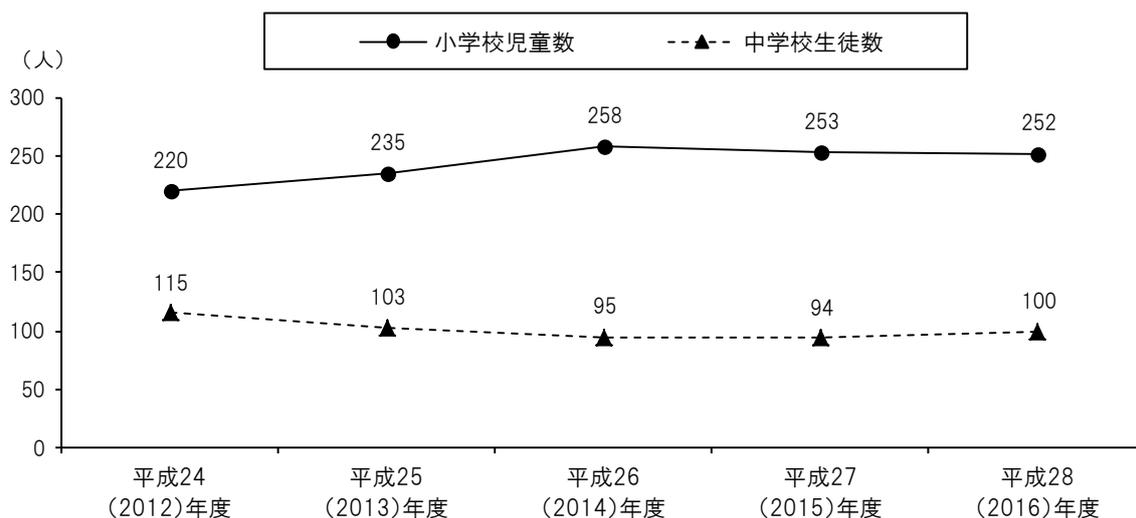
君谷保育園 (公)※	入所人員(人)	18	19	9	-	-
---------------	---------	----	----	---	---	---

※君谷保育園は、平成 27(2015)年3月 31 日に閉所
資料:庁内資料(各年度末現在)

7 小学校児童数・中学校生徒数の状況

町内には小学校が2校、中学校が2校設置されています。小学校児童数は平成26(2014)年度から大きな変動なく推移しており、平成28(2016)年度では252人となっています。一方、中学校生徒数は、近年減少で推移していましたが、平成28(2016)年度ではやや増加に転じ100人となっています。

【小学校児童数・中学校生徒数の推移】



(人)		平成24 (2012)年度	平成25 (2013)年度	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度
小学校児童数	邑智小学校	165	175	191	191	188
	大和小学校	55	60	67	62	64
	合計	220	235	258	253	252
中学校生徒数	邑智中学校	69	69	71	67	72
	大和中学校	46	34	24	27	28
	合計	115	103	95	94	100

資料：庁内資料(各年度末現在)

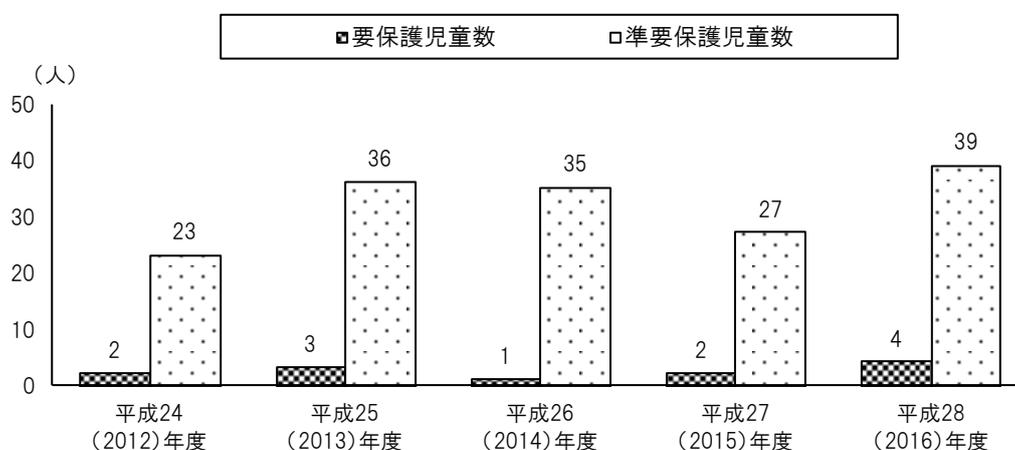
8 要保護・準要保護児童数・生徒数の推移

要保護・準要保護児童・生徒の状況についてみると、要保護児童・生徒は小学校、中学校を合わせて10人未満で、平成28(2016)年度では4人となっています。

準要保護児童・生徒数は、平成28(2016)年度では39人となっています。平成24(2012)年度から増減しながら推移しており、平成28(2016)年度では平成24(2012)年度以降、最も多くなっています。

要保護・準要保護児童数・生徒数(就学援助対象人数)が、全児童・生徒数に占める割合は、平成28(2016)年度で12.2%となっており、平成24(2012)年度から増加しています

【要保護・準要保護児童数・生徒数の推移】



(人)	平成 24 (2012)年度	平成 25 (2013)年度	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度
要保護児童数・生徒数	2	3	1	2	4
準要保護児童数・生徒数	23	36	35	27	39
要保護・準要保護児童数・生徒数が全児童・生徒数に占める割合(%)	7.5	11.5	10.2	8.4	12.2

資料:庁内資料(各年度末現在)

9 中学生の進路状況

中学生の卒業後の進路についてみると、各年、大半は高等学校へ進学しています。

【中学生の進路状況】

	平成 24 (2012)年度	平成 25 (2013)年度	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度
卒業生徒数 全数(人)	37	41	35	26	32
うち高等学校進学者(人)	36	36	33	25	31
高等学校進学率(%)	97.3	87.8	94.3	96.2	96.9
うち高専入学者(人)	1	3	1	0	1
うち特別支援(人)	0	2	0	1	0
うちその他(人)	0	0	1	0	0

資料:庁内資料(各年度末現在)

10 各種手当の受給状況

(1) 児童手当の受給状況

児童手当の受給状況についてみると、0歳から3歳未満の被用者の受給者数は、平成26(2014)年度以降はほぼ横ばいとなっています。また、3歳以上～小学校修了前の被用者は、平成28(2016)年度で153人となっており、近年は増減しながら推移しています。小学校修了後～中学校修了前の被用者は、平成28(2016)年度で56人となっており、平成26(2014)年度まで減少で推移していましたが、平成27(2015)年度から増加に転じました。

【児童手当の受給者数の推移】

(人)		平成24 (2012)年度	平成25 (2013)年度	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度
0歳～3歳未満	被用者	71	65	59	59	55
	非被用者	9	6	10	9	9
3歳以上～小学校修了前	被用者	140	154	159	148	153
	非被用者	34	33	25	21	24
小学校修了後～中学校修了前	被用者	68	57	46	50	56
	非被用者	15	16	16	15	17

資料：庁内資料(各年度末現在)

(2) 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給状況

児童扶養手当の受給者数は、平成28(2016)年度で40人となっており、平成24(2012)年度から増減しながら推移しています。

特別児童扶養手当の受給者数は、平成28(2016)年度で身体の機能の障がい者が5人、精神の障がい者が6人となっています。

【児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者数の推移】

(人)	平成24 (2012)年度	平成25 (2013)年度	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度
-----	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

【児童扶養手当】

受給者数		42	47	40	34	40
受給対象児童数別	1人	26	32	23	19	25
	2人	13	12	14	13	14
	3人	3	3	3	2	1

【特別児童扶養手当】

受給者数	身体の機能の障がい	2	4	4	4	5
	精神の障がい	10	10	7	5	6

資料：庁内資料(各年度末現在)

11 生活保護世帯の状況

生活保護受給世帯数は、平成 28 (2016) 年度では 31 世帯となっており、平成 24 (2012) 年度からの推移では減少傾向にあります。

内訳としては、傷病障害世帯は増加していますが、高齢世帯や母子世帯は減少しています。

【生活保護受給世帯数の推移】

(世帯)	平成 24 (2012)年度	平成 25 (2013)年度	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度
受給世帯数 全数	36	36	36	29	31
高齢世帯	22	22	21	17	17
傷病障害世帯	6	8	8	9	12
母子世帯 ^注	2	2	2	1	1
その他世帯	6	4	5	2	1

注：父子世帯を含む

資料：生活保護統計(各年度末現在)

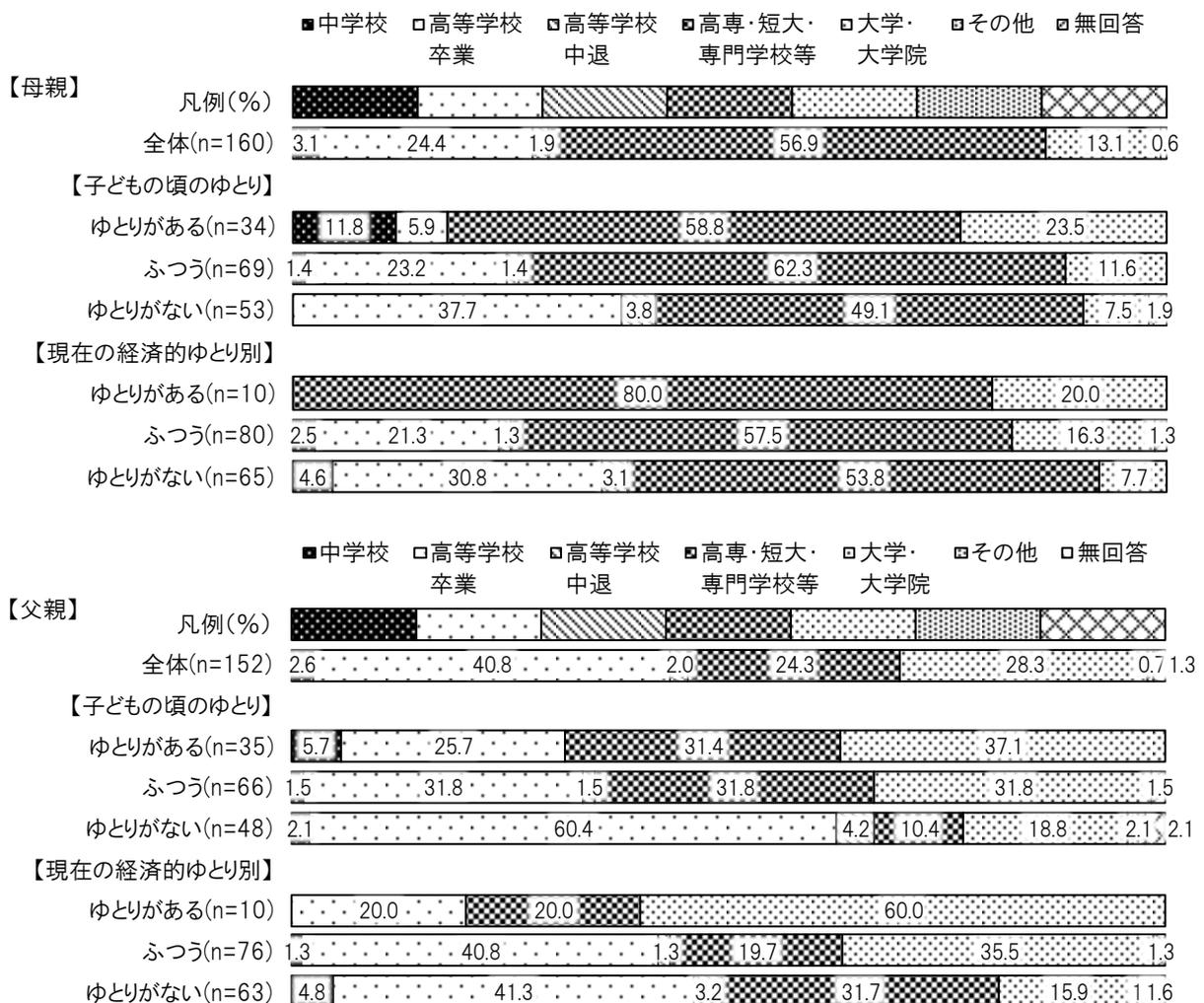
【2】アンケート結果からみた現状と課題

1 アンケート結果の概要

(1) 両親の最終学歴

子どもの頃に、経済的な「ゆとりがない」と回答した母親の約4割、父親の6割が、最終学歴を「高等学校卒業」と回答しています。一方、「ゆとりがある」「ふつう」と回答した母親の6割以上が「高専・短大・専門学校等」、父親の3割以上が「大学・大学院」を卒業しており、子どもの頃の経済的ゆとりと最終学歴に顕著な差がみられます。

【図表1：両親の最終学歴】



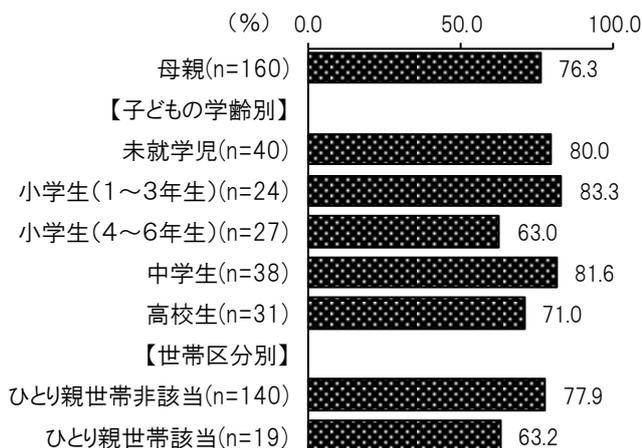
注：図表中「N(n)」の記号は、回答割合(%)の基数を示す。(以下同様)

(2) 日常生活や健康について

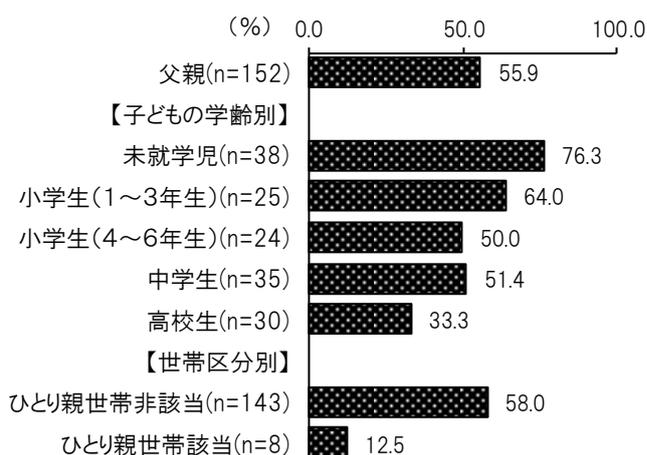
①子どもとの会話

子どもとの会話については、母親は子どもの学齢に関係なく「よくしている」人が多くみられますが、父親は、子どもの学齢が上がるほど「よくしている」人は減少する傾向にあります。また、ひとり親世帯に該当する家庭では非該当の家庭に比べ、子どもと会話をする割合が低い傾向にあります。

【図表2: 子どもとの会話を「よくしている」母親の割合】

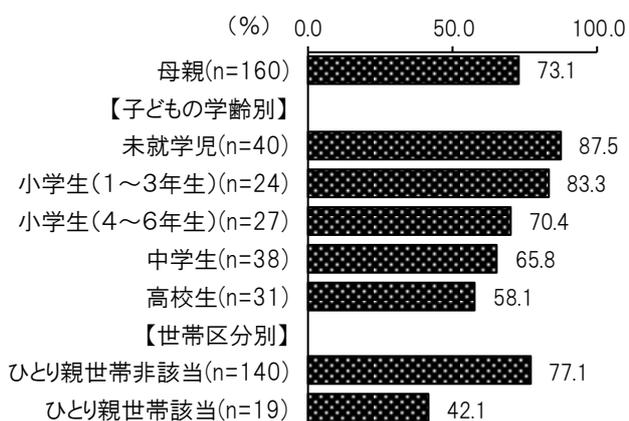


【図表3: 子どもとの会話を「よくしている」父親の割合】

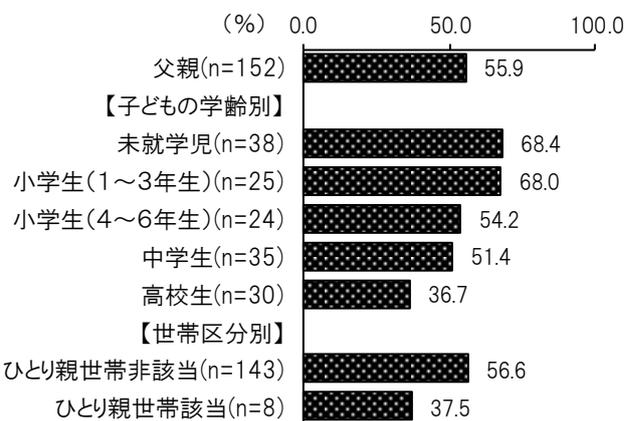


子どもと一緒に過ごすことについても、ひとり親世帯に該当する家庭では非該当の家庭に比べ、その割合が低い傾向にあります。

【図表4: 子どもと「よく一緒に過ごしている」母親の割合】



【図表5: 子どもと「よく一緒に過ごしている」父親の割合】

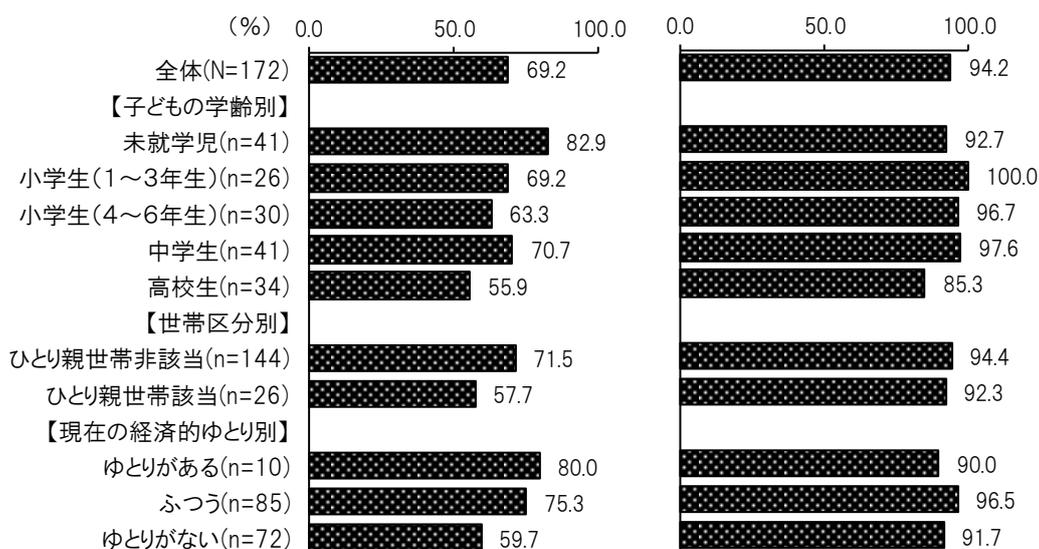


②食事を家族と一緒に食べること

朝食を家族と一緒に食べることについては、全体では約7割が「家族と一緒に食べる」と回答していますが、ひとり親世帯に該当する家庭では、非該当の家庭に比べその割合は低く、むしろ「一人で食べる」の割合が3割近くと、非該当の家庭（1割未満）を大きく上回っています。さらに、現在、経済的ゆとりがない家庭では、ゆとりがある家庭に比べ「子どもだけで食べる」あるいは「一人で食べる」の割合が高くなっています。

夕食については、世帯区分や経済的ゆとりに関わらず、ほぼ全ての家庭で家族と一緒に食べています。

【図表6:朝食を家族と一緒に食べる人の割合】 【図表7:夕食を家族と一緒に食べる人の割合】

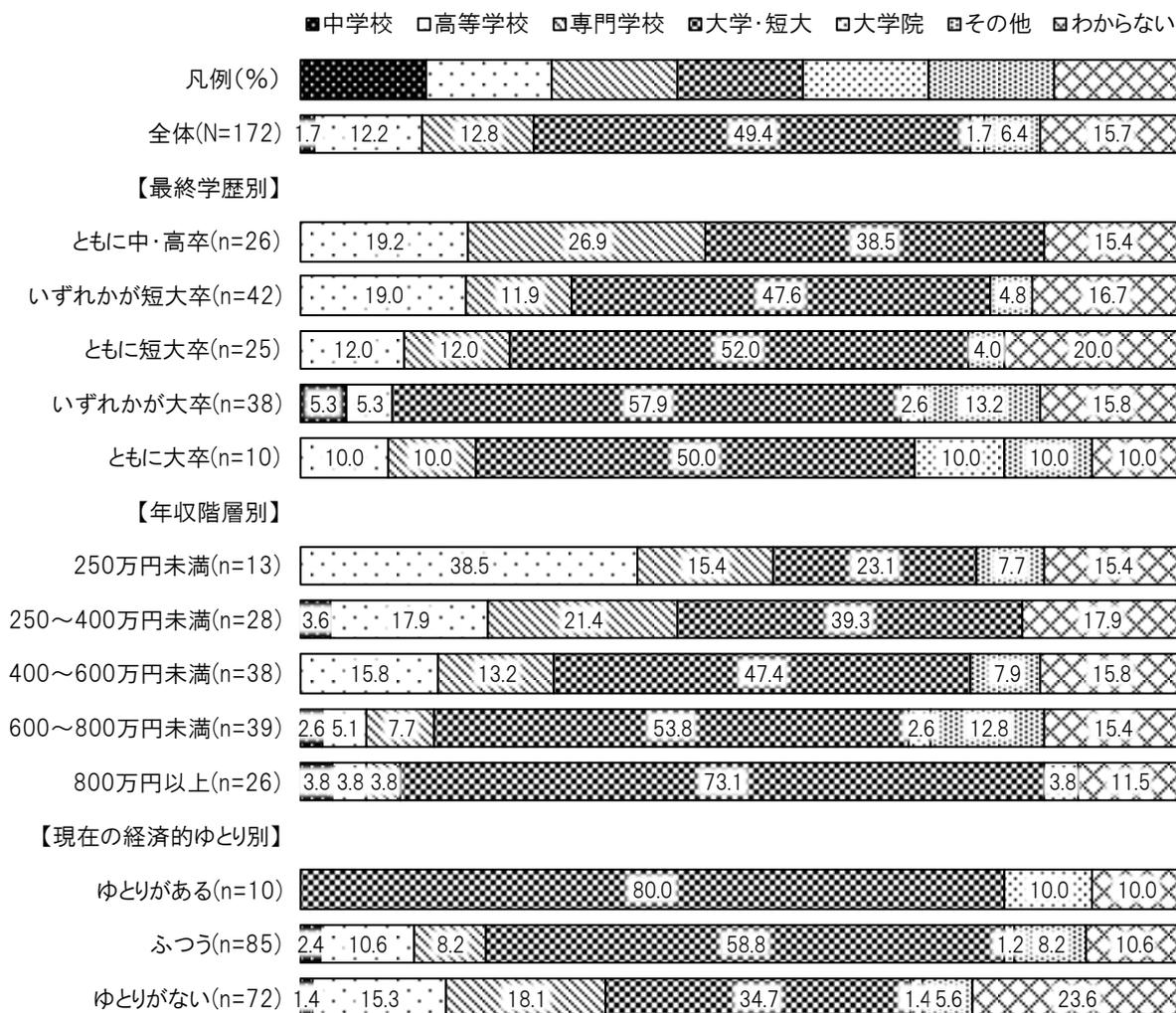


(3) 教育や生活について

①子どもに進学してほしいと理想に思う学校

子どもに進学してほしいと理想に思う学校をみると、全体の約半数が「大学・短大」と回答していますが、両親がともに中・高卒の場合、「高等学校」や「専門学校」と回答した人が他の層を大きく上回っています。また、年収階層が上がるほど「大学・短大」への希望が多くみられ、特に年収 800 万円以上の世帯では7割以上となっています。一方で、年収が250万円未満の世帯では、4割近くが「高等学校」と回答しており、年収による意識差が顕著にうかがえます。さらに、現在、経済的ゆとりがない家庭では、ゆとりがある家庭に比べ「高等学校」や「専門学校」の割合が高くなっています。

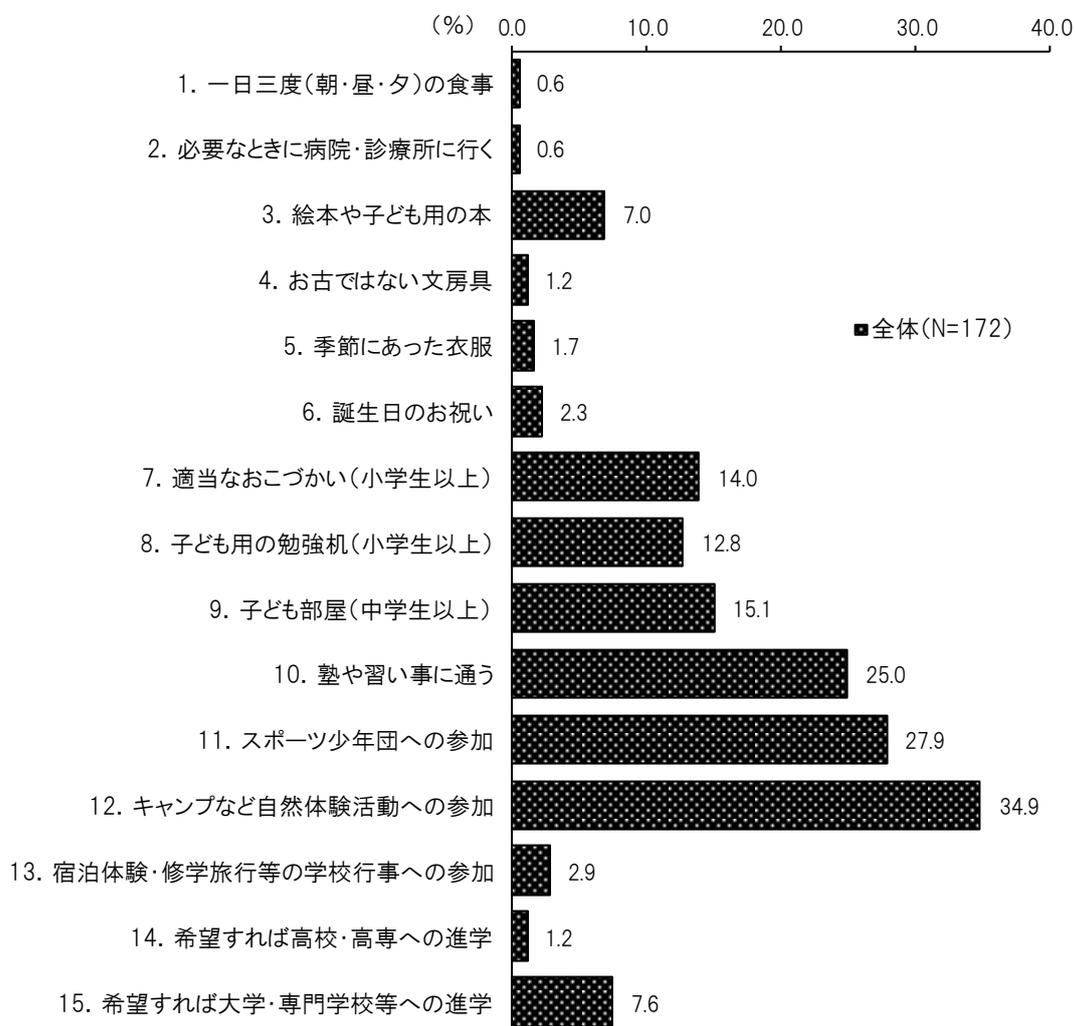
【図表8:子どもに進学してほしいと理想に思う学校】



②生活環境や物品の充足状況

生活環境や物品の充足状況についてみると、「できていない（できそうにない）」と回答した割合が高い順に「キャンプなど自然体験活動への参加」「スポーツ少年団への参加」「塾や習い事に通う」「子ども部屋（中学生以上）」「適当なおこづかい（小学生以上）」「子ども用の勉強机（小学生以上）」の順で続いており、これらのほとんどの項目に共通して、年収 250 万円未満の世帯で最も高く、他の年収階層の割合を大きく上回っています。また、ひとり親世帯に該当する家庭では、非該当の家庭に比べその割合は高く、子ども数が多い家庭でも、「できていない（できそうにない）」と回答した割合が高くなっています。

【図表9：生活環境や物品の充足状況について「できていない(できそうにない)」と回答した割合】



【図表 10: 生活環境や物品の充足状況について「できていない(できそうにない)」と回答した割合(%)】

	1 夕一日三度(朝・昼・	2 療必要所 所に行く ときに 病院・診	3 絵本や 子ども 用の本	4 お古 ではない 文房具	5 季節 にあった 衣服	6 誕生 日のお 祝い	7 学適 生当 以上 おこ づか い(小	8 学子 生童 以上 用の 勉強 机(小	9 (中 学 生 以上)	10 塾 や 習 い 事 に 通 う	11 加 ス ポ ー ツ 少 年 団 へ の 参	12 活 キ ャ ン プ な ど 自 然 体 験	13 の 宿 泊 体 験 ・ 修 学 旅 行 等	14 へ の 進 学	15 希 望 す れ ば 大 学 ・ 専 門	
全体(N=172)	0.6	0.6	7.0	1.2	1.7	2.3	14.0	12.8	15.1	25.0	27.9	34.9	2.9	1.2	7.6	
最終 学 歴 別	ともに中・高卒(n=26)	3.8	3.8	3.8	3.8	7.7	7.7	11.5	15.4	26.9	23.1	30.7	46.2	0.0	3.8	15.4
	いずれかが短大卒(n=42)	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	16.7	7.2	7.2	40.5	28.6	33.3	0.0	0.0	7.2
	ともに短大卒(n=25)	0.0	0.0	8.0	4.0	0.0	0.0	12.0	20.0	16.0	20.0	24.0	32.0	8.0	0.0	4.0
	いずれが大卒(n=38)	0.0	0.0	2.6	0.0	2.6	0.0	13.1	13.2	15.8	13.1	26.3	28.9	2.6	0.0	2.6
	ともに大卒(n=10)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	10.0	20.0	0.0	0.0	0.0
年 収 階 層 別	250万円未満(n=13)	0.0	0.0	15.4	0.0	7.7	7.7	46.2	53.8	23.1	30.8	46.2	53.9	0.0	0.0	23.1
	250～400万円未満(n=28)	3.6	3.6	3.6	0.0	7.1	0.0	3.6	7.1	17.8	17.8	25.0	32.1	0.0	0.0	7.1
	400～600万円未満(n=38)	0.0	0.0	13.2	2.6	0.0	5.3	18.4	13.2	13.1	36.9	31.6	31.6	2.6	2.6	7.9
	600～800万円未満(n=39)	0.0	0.0	5.2	2.6	0.0	2.6	12.8	15.4	5.2	10.2	15.4	35.9	5.1	0.0	0.0
	800万円以上(n=26)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	15.3	23.0	34.6	38.5	0.0	0.0	3.8
ゆ と り の 傾 向 別	ゆとりがある(n=10)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	10.0	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0
	ふつう(n=85)	0.0	0.0	4.7	1.2	0.0	1.2	8.2	10.6	11.7	17.7	16.4	27.1	3.6	1.2	3.6
	ゆとりがない(n=72)	1.4	1.4	11.1	1.4	4.2	4.2	19.4	18.1	19.5	31.9	38.9	45.9	2.8	1.4	13.8
の 子 ど も の 頃 別	ゆとりがある(n=37)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	13.5	5.4	18.9	16.2	24.3	21.6	2.7	0.0	2.7
	ふつう(n=73)	0.0	0.0	8.2	1.4	0.0	1.4	10.9	15.0	10.9	21.9	24.7	31.5	5.5	1.4	8.2
	ゆとりがない(n=57)	1.8	1.8	10.5	1.8	5.3	3.5	17.6	15.8	17.5	31.6	33.4	45.6	0.0	1.8	10.6
区 世 帯 別	ひとり親世帯非該当(n=144)	0.7	0.7	7.0	1.4	2.1	0.7	13.9	11.2	14.5	23.6	26.4	33.3	2.8	0.7	7.0
	ひとり親世帯該当(n=26)	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	11.5	15.3	23.0	19.2	34.6	38.4	46.2	3.8	3.8	11.5
子 ど も 数	1人(n=53)	1.9	1.9	3.8	1.9	3.8	3.8	5.7	7.6	9.5	26.4	24.6	33.9	1.9	0.0	13.2
	2人(n=61)	0.0	0.0	9.8	1.6	0.0	3.3	9.8	14.8	16.4	19.7	29.6	26.2	1.6	1.6	6.6
	3人以上(n=51)	0.0	0.0	7.8	0.0	2.0	0.0	29.4	17.6	21.5	33.3	33.3	45.1	3.9	2.0	4.0
形 居 住 態 別	持家(n=114)	0.0	0.0	5.3	0.9	0.9	1.8	9.6	7.9	17.5	24.5	25.4	31.6	3.5	0.9	7.9
	貸家(n=18)	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0	0.0	27.8	16.7	0.0	38.9	22.2	27.8	0.0	0.0	0.0
	公営・社宅・官舎等(n=38)	2.6	2.6	5.3	2.6	5.3	2.6	18.4	23.7	15.8	18.4	34.3	44.8	2.6	2.6	10.5

注: 表中網掛け部分は、各属性間において最も高い割合を示す。(例: 子ども数別の場合、「1人」「2人」「3人以上」のうち、最も高い割合に網掛け。)

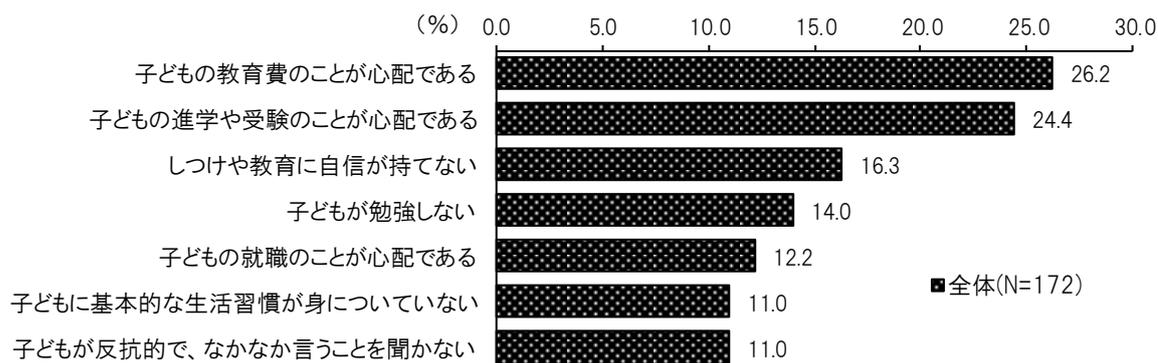
(以下同様)

③子どもについての悩み

子どもについての悩みについてみると、全体では「教育費」や「進学・受験」のことを筆頭に、「しつけや教育」「勉強」や「就職」など多岐にわたります。特に中学生を持つ世帯、年収250万円未満の世帯、ひとり親世帯に該当する家庭、現在、経済的ゆとりがない家庭において悩みの多さが目立っています。

また、このような悩みの相談先については、「家族・親族」をはじめ、「友人・知人」「職場の人」など、身近な人への相談が主流となっています。

【図表 11: 子どもについての悩み(上位項目抜粋)】

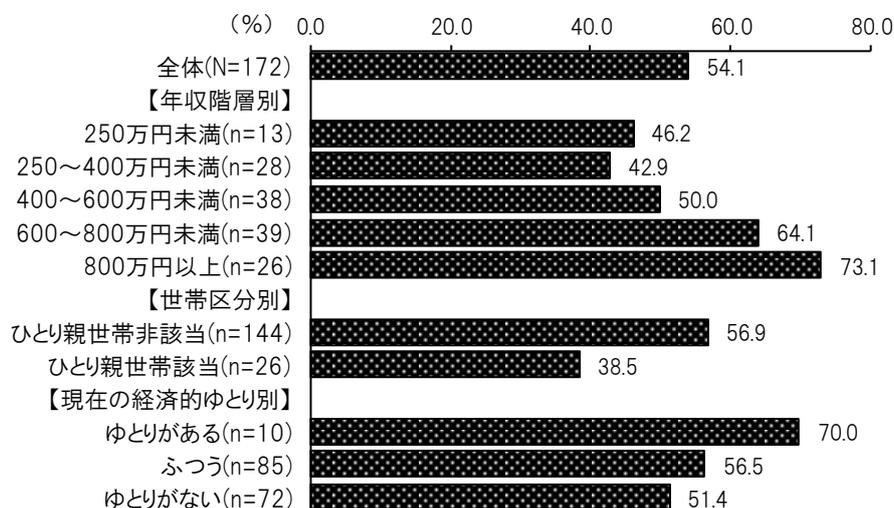


(4) 地域とのつながりについて

地域の人との付き合いの程度をみると、子どもの学齢や年収、世帯構成などによる差は目立たず、全体では過半数が「親しく付き合っている人がいる」と回答しています。

地域活動への参加について、「よく参加している」人は全体で過半数を占めていますが、特に、年収が高い世帯ほどその割合が高く、年収が低い世帯ではその割合も低い傾向にあります。また、ひとり親世帯に該当する家庭では、非該当の家庭に比べその割合は低く、現在、経済的ゆとりがない家庭では、ゆとりがある家庭に比べその割合は低くなっており、経済的な要因によって参加状況に差がみられます。

【図表 12: 地域活動へ「よく参加している」人の割合】



(5) 世帯の暮らし向きについて

① 収入と経済的なゆとり

世帯の年間収入についてみると、ひとり親世帯に該当する家庭では、約3割（30.7%）が「300万円未満」と回答し、約半数（49.9%）が「400万円未満」と回答しています。非該当の家庭の場合、「300万円未満」は1割以下（9.8%）、「400万円未満」は約2割（19.6%）と、大きな差がみられます。また、現在、経済的なゆとりにない家庭の25.0%が「300万円未満」と回答しています。

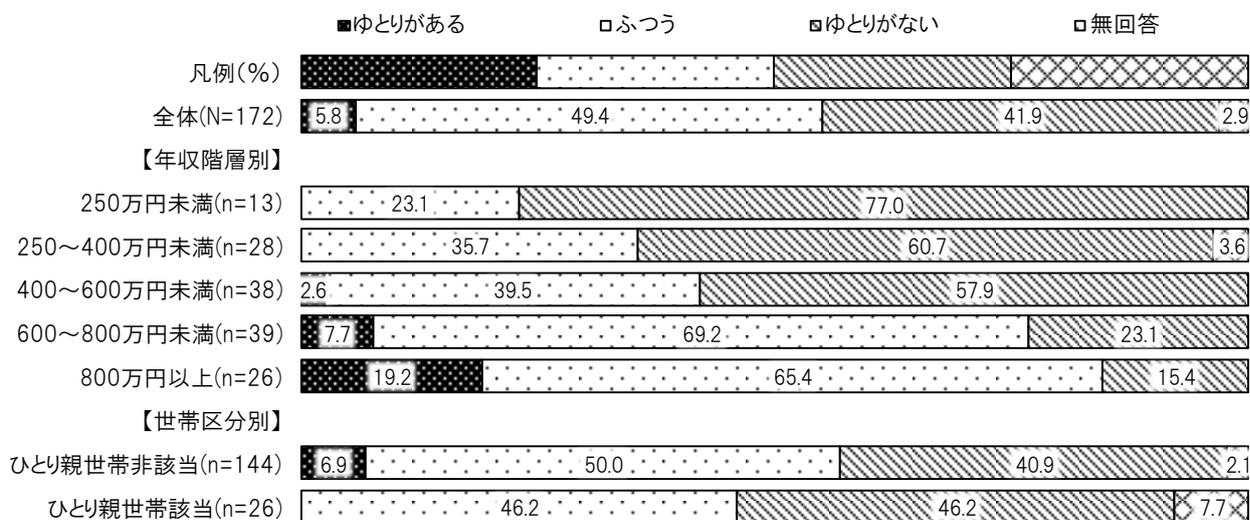
【図表 13: 世帯の年間収入(%)】

	1 2 5 万円 未満	1 2 5 万円 未満	1 5 0 万円 未満	2 0 5 万円 未満	2 5 0 万円 未満	3 0 0 万円 未満	3 5 0 万円 未満	4 0 0 万円 未満	5 0 0 万円 未満	6 0 0 万円 未満	7 0 0 万円 未満	8 0 0 万円 未満	1 0 0 万円 以上	わ か ら な い
全体(N=172)	0.6	1.2	0.6	5.2	5.2	5.8	5.2	12.2	9.9	13.4	9.3	9.9	5.2	14.0
【世帯区分別】														
ひとり親世帯非該当(n=144)	0.0	0.7	0.7	3.5	4.9	5.6	4.2	12.5	11.1	13.2	10.4	11.1	5.6	14.6
ひとり親世帯該当(n=26)	3.8	3.8	0.0	15.4	7.7	7.7	11.5	11.5	0.0	11.5	3.8	3.8	3.8	11.5
【現在の経済的なゆとり別】														
ゆとりがある(n=10)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	20.0	10.0	30.0	20.0	10.0
ふつう(n=85)	0.0	0.0	1.2	2.4	1.2	5.9	4.7	8.2	9.4	20.0	11.8	12.9	7.1	15.3
ゆとりにない(n=72)	1.4	2.8	0.0	9.7	11.1	6.9	5.6	19.4	11.1	5.6	6.9	4.2	1.4	13.9

注：図表によっては「無回答」を省略している場合がある。（以下同様）

経済的なゆとりについては、年収250万円未満の8割近く（77.0%）及びひとり親世帯に該当する家庭の半数近く（46.2%）が「ゆとりにない」と回答しています。

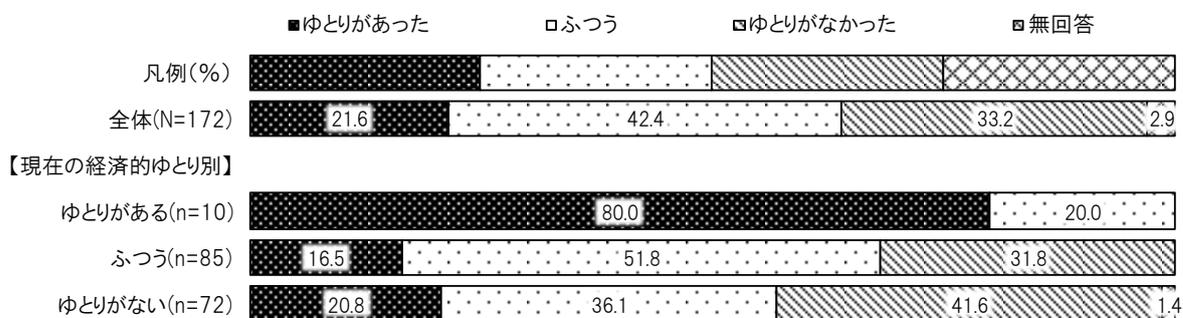
【図表 14: 経済的なゆとりについて】



②保護者が子どもの頃の経済的なゆとり

保護者が子どもの頃の経済的なゆとりについては、両親がともに中・高卒の6割以上(61.5%)及び現在、経済的ゆとりがない家庭の4割(41.6%)が「なかった」と回答しています。

【図表 15:保護者が子どもの頃の経済的なゆとりについて】



③経済的理由により支払いができなかったこと

経済的理由により支払いができなかったことについては、約7割の人が「経済的理由のために支払いができなかったことはない」と回答しています。しかし、「電話代（固定電話・携帯電話を含む）」（4.7%）、「家賃」「住宅ローン」「電気代」（各2.9%）、「ガス代」（2.3%）など、それぞれ僅かながら回答があがっています。保護者の最終学歴別がともに中・高卒、また年収階層別250万円未満の世帯、現在、経済的ゆとりがない家庭で支払いができなかった経験が相対的に多くみられます。

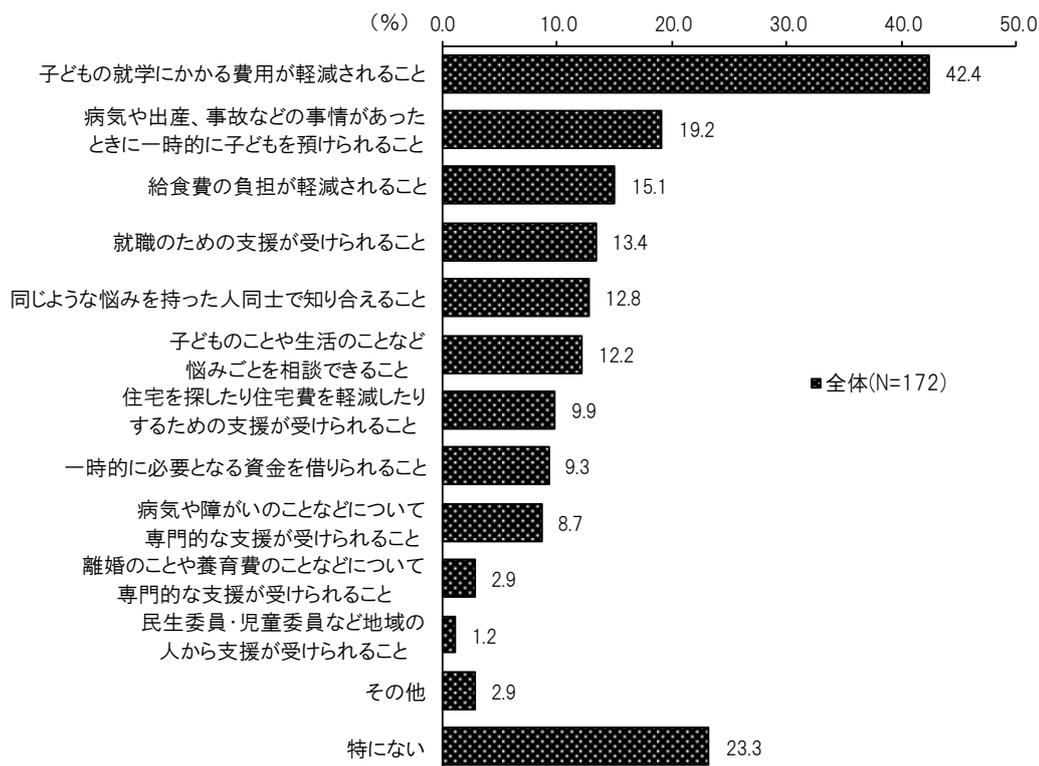
【図表 16: 経済的理由により支払いができなかったこと(%)】

		電話代（固定電話・携帯電話を含む）	家賃	住宅ローン	電気代	ガス代	保育園や学校等の給食費	水道代	学旅行や学校等の遠足や修学・交通費	学校の課外授業への参加費	支払い	公的年金・公的介護保険等の健康保険料の	通勤や通学に使うバスや電車の料金	が経済的理由のためには支払い
全体(N=172)		4.7	2.9	2.9	2.9	2.3	1.7	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	71.5
最終学歴別	ともに中・高卒(n=26)	15.4	7.7	7.7	19.2	11.5	7.7	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	53.8
	いずれかが短大卒(n=42)	2.4	2.4	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	71.4
	ともに短大卒(n=25)	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	84.0
	いずれが大卒(n=38)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	81.6
	ともに大卒(n=10)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	70.0
年収階層別	250万円未満(n=13)	15.4	23.1	0.0	7.7	7.7	15.4	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	69.2
	250～400万円未満(n=28)	3.6	7.1	3.6	3.6	3.6	0.0	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	71.4
	400～600万円未満(n=38)	10.5	0.0	5.3	7.9	5.3	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57.9
	600～800万円未満(n=39)	0.0	0.0	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	79.5
	800万円以上(n=26)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	80.8
経済的ゆとり別	ゆとりがある(n=10)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	90.0
	ふつう(n=85)	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	81.2
	ゆとりがない(n=72)	11.1	6.9	5.6	6.9	5.6	4.2	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	59.7
子どもの頃	ゆとりがある(n=37)	2.7	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	64.9
	ふつう(n=73)	1.4	1.4	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	76.7
	ゆとりがない(n=57)	10.5	7.0	3.5	8.8	7.0	5.3	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	73.7
世帯別	ひとり親世帯非該当(n=144)	4.2	2.1	3.5	3.5	2.1	1.4	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	72.2
	ひとり親世帯該当(n=26)	7.7	7.7	0.0	0.0	3.8	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	73.1
子ども数	1人(n=53)	5.7	5.7	1.9	3.8	3.8	3.8	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	67.9
	2人(n=61)	3.3	3.3	3.3	3.3	1.6	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.4
	3人以上(n=51)	5.9	0.0	3.9	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	68.6
居住形態別	持家(n=114)	2.6	0.9	3.5	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	72.8
	貸家(n=18)	0.0	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	55.6
	公営・社宅・官舎等(n=38)	13.2	10.5	0.0	10.5	10.5	7.9	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	73.7

(6) 行政の取組に対するニーズ

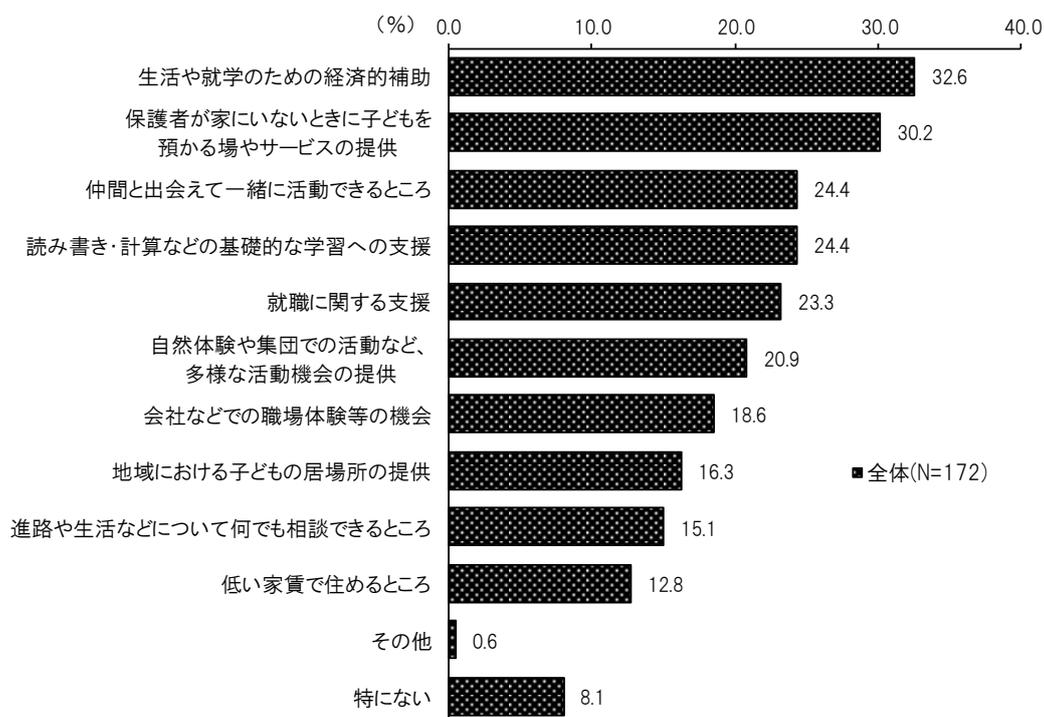
今後の行政の取組について必要な支援としては、「子どもの就学にかかる費用の軽減」をはじめ、「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」「給食費の負担軽減」「就職のための支援」「同じような悩みを持った人同士で知り合えること」などが求められています。特に、年収 250 万円未満及びひとり親世帯に該当する家庭の 6 割以上が「子どもの就学にかかる費用の軽減」を求めています。

【図表 17: 今後の行政の取組について必要な支援】



子どもにとって必要と思う支援については、やはり「生活や就学のための経済的補助」といった経済的支援を望む声が最も多く、次いで「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」「仲間と出会えて一緒に活動できる場所」「読み書き・計算などの基礎的な学習への支援」「就職に関する支援」の順となっています。

【図表 18: 子どもにとって必要と思う支援】



2 アンケート結果からみた課題

(1) 教育・学習環境づくりへの支援

- 子どもの進学に対する意識は、親の最終学歴や現在の年収階層、あるいは経済的なゆとりの有無によって、大きな意識差がみられます。親の所得や学歴等に左右されず、できるだけ本人の意思で希望する進学先を選択できるような環境づくりが必要です。
- 生活環境や物品の充足状況では、食事、衣服や修学旅行、高校への進学などについては、おおむね子どもには「提供できている」一方で、年収が低い階層世帯、経済的なゆとりがない世帯あるいはひとり親世帯では、キャンプやスポーツ、塾や習い事、子ども部屋、机など「できていない」割合の高さが目立っています。地域の実情に合わせて、落ち着いた勉強できる環境や、子どもが希望する学校行事への参加の場の提供など、子どもの学びの支援体制づくりを図る必要があります。

(2) 生活の支援

- 年収が低い階層世帯、経済的なゆとりがない世帯あるいはひとり親世帯では、他の層に比べて特に「教育費」や「進学・受験」などの悩みを抱える割合が高くなっています。保護者の自立支援に向けた施策の推進に向けて、子どもの成育環境に関する相談ができる体制づくりが必要です。
- 悩みの相談先については、「家族・親族」など、身近な人への相談が主流となっていることから、公的な相談機関の周知や利用促進など、相談先の幅を広げる取組も必要です。
- 保護者のニーズとして、経済的支援に続いて「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」や「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」などが求められており、ひとり親世帯では、子どもと一緒に過ごす割合が低い傾向にあります。地域住民との連携や協力を図りながら、子どもの居場所づくりについて充実を検討していく必要があります。

(3) 経済的な支援

- ひとり親世帯をはじめ、両親の最終学歴がともに中・高卒の場合、また、現在、経済的なゆとりがない家庭の多くが、子どもの頃にも経済的なゆとりがなかったと回答しています。いわゆる「貧困の連鎖」につながる可能性を、できるだけ排除していく必要があります。
- 経済的理由によりライフライン等の支払いができなかった世帯は少ないものの、保護者の最終学歴別がともに中・高卒、また年収が低い階層、現在、経済的なゆとりがない家庭では、「電話代」や「家賃」「住宅ローン」「電気代」「ガス代」などを払えなかった世帯も、僅かながらみられます。また、「子どもの就学にかかる費用の軽減」や「給食費の負担軽減」「子どもの就学にかかる費用の軽減」など経済的支援に対するニーズは、非常に高くなっています。
- 子どもが安定した日常生活を送ることができるよう、経済的支援が必要とされる世帯には、手当等の助成とそれらの制度のより一層の周知を図る必要があります。

(4) 地域全体での取組

- 年収や世帯構成など、属性によって地域の人との付き合いの程度に大きな差はみられませんが、地域活動への参加については、年収が低い階層世帯やひとり親世帯では、積極的な参加割合は相対的に低くなっています。
- 子どもや子育て家庭への支援については、地域住民の協力や協働が欠かせません。地域の住民ひとり一人が福祉に関心を持ち、地域の現状を理解し、地域が抱える生活課題に気づくことが必要です。地域住民同士での見守り活動や、生活に課題のある子どもの発見（気づき）など、地域における支援ネットワークづくりが必要です。

3 現状や課題からみた本町における貧困の考え方

本町の子どもを取り巻く現状や、アンケート調査結果から読み取れる課題等から、本町における貧困の考え方（定義）について検討を行いました。

「衣食住」の基本的な生活場面において課題が生じている家庭や、経済的な理由により子どもの成長や学習に必要な「モノ」が不足していること、社会的・文化的体験活動への参加機会が不十分であること、また社会的に孤立して必要な支援が得られず困難な状況が続いてしまうなど、将来を担う子どもの健やかな育ちと、自立していく環境が不十分であることなど、生活困難の度合いが高いとみるべきではないかと考えられます（「剥奪指標※」の考え方）。

アンケート結果の「生活環境や物品の充足状況（21～22 ページ、図表 9～10）」について「できていない（できそうにない）」と回答した割合をみると、「一日三度の食事」をはじめ「病院・診療所に行く」ことや「衣服」など、「衣食住」に関係する基本的なことについては、年収が低い階層世帯やひとり親世帯、経済的ゆとりがない世帯においても、ほぼ充足されている（反応があっても他の項目を大きく下回る）状況にあります。

一方で「キャンプなど自然体験活動への参加」や「スポーツ少年団への参加」「塾や習い事に通う」など、社会的・文化的体験活動への参加機会が不十分であるとする回答は、年収が低い階層世帯やひとり親世帯、経済的ゆとりがない世帯等において、他の属性を大きく上回って高い割合となっています。

つまり、本町においては、「衣食住」に関係する基本的な物品等についてはおおむね充足されているものの、年収が低い階層世帯やひとり親世帯、経済的ゆとりがない世帯などで、社会的・文化的体験活動への参加機会が不十分であることが浮き彫りとなりました。

また、アンケート結果の「経済的理由により支払いができなかったこと（26 ページ、図表 16）」では、年収が低い階層世帯やひとり親世帯、経済的ゆとりがない世帯等において、「電話代」や「家賃」「保育園や学校等の給食費」が払えない家庭がみられます。

今後も引き続き、経済的困難を抱える家庭への支援を充実する必要があります。

本町では、「子どもの貧困」について、子どもが心身ともに豊かに成長するに当たり、教育や生活、一緒に暮らす保護者等の就労、経済的な面について必要かつ十分な物品や支援が届いていない状態と定義し、この対策について町全体で取り組みます。

※【剥奪指標（はくだつしひょう）】一定水準の生活に必要なと判断される、衣食住や教育・職業・健康・社会活動・制度などの項目を選定し、その充足度を指標化したもの。（社会において最低限必要な物が得られていない状況や、子どもが経験する機会が奪われていない状況であるかなどを指標として用いること。）

今後、本町においては、地域福祉活動の推進とともに、地域における子どもの見守り活動の充実と、それに伴う「気づき」、支援への「つなぎ」を、様々な取組を通して強化していく必要があります。また、経済的な豊かさとともに心の豊かさをめざして地域全体で子どもの体験活動を支えていく必要もあります。

【本町における貧困の考え方(まとめ)】

<p>本町における現状 (アンケート結果)</p>	<p>○年収が低い階層世帯やひとり親世帯、経済的ゆとりがない世帯等において「キャンプなど自然体験活動への参加」や「スポーツ少年団への参加」「塾や習い事に通う」など、社会的・文化的体験活動への参加機会が不十分であるとする回答が、高い割合となっています。</p> <p>○年収が低い階層世帯やひとり親世帯、経済的ゆとりがない世帯等において、経済的理由により「電話代」や「家賃」「保育園や学校等の給食費」が払えない家庭がみられます。</p>
-------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p>生活困難の 度合いが高い 子どもの状況 (考え方)</p>	<p>「将来を担う子どもの健やかな育ちと、自立していく環境が不十分であること」</p> <p>○「衣食住」の基本的な生活場面において課題が生じている家庭。</p> <p>○経済的な理由により子どもの成長や学習に必要な「モノ」が不足していること。</p> <p>○社会的・文化的体験活動への参加機会が不十分であること。</p> <p>○社会的に孤立して必要な支援が得られず困難な状況が続いてしまう状況にあること。</p>
----------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p>本町における 子どもの貧困の定義 及び 今後の取組方向</p>	<p>○子どもが心身ともに豊かに成長するに当たり、教育や生活、一緒に暮らす保護者等の就労、経済的な面について必要かつ十分な物品や支援が届いていない状態を「子どもの貧困」と定義し、この対策について町全体で取り組みます。</p> <p>○地域福祉活動の推進とともに、地域における子どもの見守り活動の充実と、それに伴う「気づき」、支援への「つなぎ」を、様々な取組を通して強化していきます。</p> <p>○経済的な豊かさとともに心の豊かさを目指して地域全体で子どもの体験活動を支えていく取組を検討していきます。</p> <p>○より実情に近い本町独自の「剥奪指標」の設定を検討していきます。</p>
------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第3章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念

「美郷町第2次長期総合計画」においては、まちづくりの基本方針「IV 健康 福祉 生涯を通じて健康で安心できるまち」の中に、「児童福祉の充実」が位置付けられています。この中では、子どもが健やかに心豊かに成長することを支援するために、子育て支援・保育サービスの充実、虐待予防、地域ぐるみの子育て支援活動などを推進することとしています。

一方、本計画の関連計画である「美郷町子ども・子育て支援事業計画（平成27（2015）年3月策定）」においては、多様化する価値観や生活スタイルの変化、地域のつながりの希薄化、家庭や地域の子育て力低下への懸念などを背景に、子どもを取り巻く環境が厳しさを増していることを指摘しています。そのような中、家庭や学校、地域、企業、行政等が一体となって子どもを見守り、育てるまちづくりを目指し、計画の将来像を「みんなで育むみさとの宝 笑顔あふれる子育てのまち」と掲げ、総合的な子育て支援施策を推進することとしています。

本計画では、「美郷町子ども・子育て支援事業計画」の施策との緊密な連携を図りつつ、全ての子どもが、その生まれ育った環境に左右されることなく、地域との協働によって、平等に未来を望む機会を持てることを目指し、次の基本理念を定めます。

■ 本計画の基本理念 ■

気づく つなぐ 支え合う みんなで育む 子どもの未来

本計画では、この基本理念の実現に向けて、子どもの貧困問題を社会全体でとらえ、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることや貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境づくりと教育の機会均等を図り、地域との協働による子どもの貧困対策を進めます。

【2】基本目標

基本理念を具体化するための方針となる「基本目標」については、国の大綱、県の計画、本町の総合計画及び子ども・子育て支援事業計画、また、本町における子どもを取り巻く現状や課題等を踏まえ、次の4項目を設定します。

取組に当たっては、子どもに目線を置いた切れ目の無い施策の推進と、貧困の世代間連鎖の解消、学校・地域の協働による支援、課題の早期発見に向けたネットワークの構築を図ります。

基本目標Ⅰ 支援のネットワークづくり（気づき・つなぐ支援の輪づくり）

経済的に困難な状態にある子どもやその家庭を的確に把握し（気づき）、早期の対応を図るためには、保育・教育施設と福祉の連携、関係団体等との連携など、地域全体による見守りが重要です。多様な関係機関が連携し、支援を必要とする子どもや家庭に対して適切な支援を行っていくため、既存のネットワークを活用した支援体制の構築を目指します。

基本目標Ⅱ 保育・教育の支援（育ち・学ぶ環境づくり）

家庭環境や経済状況に左右されず、子ども一人ひとりがその個性と可能性を伸ばしながら成長できるよう、乳幼児期の保育・教育の確保をはじめ、学習環境の支援や子どもの学ぶ意識の向上を図るとともに、教育の機会均等を確保します。

基本目標Ⅲ 生活の支援（くらしと健康づくりの支援）

経済的に困難な状況にある子どもやその家庭が、日常の生活において心理的、社会的に孤立し、一層困難な状態に陥ることがないように、相談支援の充実を図るとともに、全ての子どもが健やかに成長できるよう支援を行います。

基本目標Ⅳ 就労・経済的支援

経済的に困難な状態を克服し、生活の安定を図るためには、保護者が働いて収入を得ることが第一義的に求められます。保護者の安定的な就業につながる支援や再就職への支援など、就労への支援を行います。また、生活基盤の安定に向けた各種手当、助成や貸付けなど、諸制度を活用した適切な経済的支援を行います。

【3】 施策体系

基本理念

気づく つなぐ 支え合う みんなで育む 子どもの未来

【基本目標】

基本施策

【基本目標Ⅰ】 支援のネットワークづくり（気づき・つなぐ支援の輪づくり）

- 1 困難や課題の早期発見（気づき）の体制づくり
- 2 適切な支援に「つなぐ」体制づくり
- 3 支援体制のネットワークづくり

【基本目標Ⅱ】 保育・教育の支援（育ち・学ぶ環境づくり）

- 1 保育環境の充実
- 2 教育の支援

【基本目標Ⅲ】 生活の支援（くらしと健康づくりの支援）

- 1 くらしの支援
- 2 健康づくり・発育の支援

【基本目標Ⅳ】 就労・経済的支援

- 1 就労への支援
- 2 経済的支援

第4章 施策の展開

【基本目標Ⅰ】支援のネットワークづくり（気づき・つなぐ支援の輪づくり）

子どもの貧困対策は、子どもと子育て家庭の困難や課題に「気づき」、支援を「つなぎ」、見守る体制づくりから進める必要があります。そのため、子どもと子育て家庭における経済的な困難や課題（貧困のリスク）に気づき、早い段階から必要な支援が届くよう、既存の社会資源を活用した支援ネットワーク体制の構築を目指します。

本町では、子育て世代包括支援センターと福祉担当部署を核とする「美郷町子育て支援ネットワーク」の構築を推進しており、このネットワークの機能強化を図りながら、貧困対策を推進します。

一方、子どもの貧困については、様々な場面でその状況に気づくことがあります。しかし、これらの情報が関係する各機関で適切に共有されず、あるいは共有されていてもその後のフォローが行き届かずに、本町が有する支援サービスを適切に利用できない場合も懸念されます。支援ネットワークの運営においては、個人情報に十分に配慮しながら漏れない支援、切れ目の無い支援に努めます。

1 困難や課題の早期発見（気づき）の体制づくり

庁内の各担当職員が、保育・教育機関をはじめ、町民と接する様々な機会などを活用し、子どもやその家庭が抱える困難や課題に気づき、状況を把握した上で適切に支援につなげていけるよう、体制づくりに努めます。

取組	取組内容	主な担当課
保健部門における発見	○妊娠届出に基づく母子健康手帳の交付や、乳幼児・妊産婦の訪問事業、乳幼児健康診査など母子保健の場において、生活面における困窮状況にも、早い段階で気づくことができるよう留意します。	健康福祉課
相談の場における状況の把握	○福祉事務所の相談窓口をはじめとする、本町の福祉部門における相談や支援の機会に、経済的困窮が子どもに与えている影響を把握し、課題の解決に努めます。	健康福祉課
保育・教育の場における状況の把握	○保育園や子育て支援センター、学校においては、子どもの様子や保護者との面談、諸費用の納入など、様々な機会をとらえて状況を把握します。	健康福祉課 教育委員会
地域情報の把握	○民生児童委員や交流センター、隣保館などから、生活困窮に関する情報の提供があった場合、個人情報保護及び守秘義務に基づく適切な管理・運用のもと、地域での子どもの状況把握に努めます。	健康福祉課 教育委員会 住民課

2 適切な支援に「つなぐ」体制づくり

困難や課題を抱える子どもに関する情報を共有することの重要性や、適切な支援に「つなぐ」ための役割分担のあり方、また貧困について安心して相談できる体制づくりに努めます。

取組	取組内容	主な担当課
情報の共有と一元化	○困難や課題を抱える子どもに関する情報については、個人情報保護及び守秘義務に基づく適切な管理のもと、庁内関係部署における情報管理のあり方について、検討・協議を進め、適切な運用に努めます。	健康福祉課 教育委員会
相談支援の充実	○福祉事務所の相談窓口や子育て世代包括支援センター、美郷町特別支援連携協議会の相談支援チームによる「にこにこ教育相談会」の場において、子育てや発達に関する不安や悩み、経済的な悩みについての相談支援の充実を図ります。	健康福祉課 教育委員会
職員研修の充実	○困難や課題を抱える子どもに関する相談は、利用者の秘密が守られ、安心して相談できることが優先されることから、職員に対する子どもの貧困を理解するための研修の充実に努めます。	健康福祉課 教育委員会

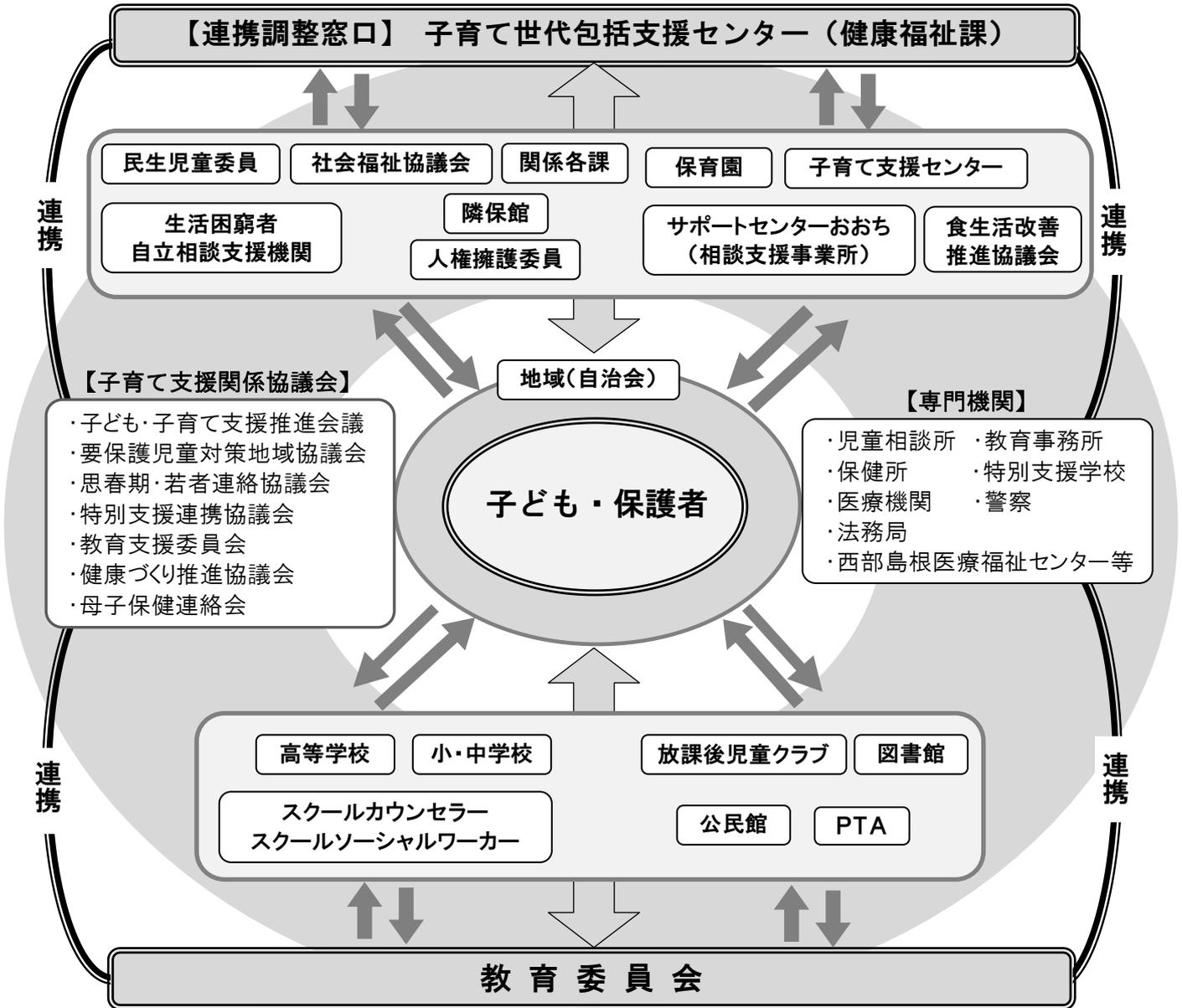
3 支援体制のネットワークづくり

困難や課題を抱える子どもについては、子どもと子育て家庭の困難や課題に気づき、支援をつなぎ、見守る、切れ目のない支援体制の確立が重要です。子どもに早い段階から寄り添い、必要な支援が的確に届くよう、行政、地域住民、関係団体等によるネットワークづくりを推進します。

取組	取組内容	主な担当課
美郷町子育て支援ネットワークの構築	○講演会や研修会を開催し、保護者や地域住民、教育機関等が連携しながら、地域全体で子育てを支援する「美郷町子育て支援ネットワーク」の構築を推進します。 ○保育園での親学など、子どもや保護者の交流をより一層推進し、ネットワークの拡大を図ります。	健康福祉課 教育委員会

取組	取組内容	主な担当課
ボランティア活動の促進	<p>○地域における見守り活動の拡充に向けて、地域活動を行うボランティア、活動の中心的役割を果たすリーダーの確保・育成に努めます。</p> <p>○ボランティア活動へのきっかけづくりとして、「美郷ハートフルポイント（たまったスタンプを「美郷町商品券」に交換できる仕組み）」の加入促進に努めます。</p> <p>○生活に困っているという視点からも、誰もが地域でできることから始める住民参画への意識の向上や、人と人とのふれあいや絆を感じながら、心も身体も健康になることを目指し、地域全体で取り組むボランティア活動の促進に努めます。</p>	健康福祉課
要保護児童対策地域協議会	<p>○町の関係機関ほか、県央保健所、児童相談所、教育事務所、民生児童委員、主任児童委員、警察署等で構成される要保護児童対策地域協議会における、要保護児童等の早期発見や迅速な支援の開始、情報の共有化等の強みを生かし、虐待のみならず、貧困リスクを抱える子どもやその世帯へも対応できるよう、協議・検討を進めます。</p>	健康福祉課
コーディネーターの配置	<p>○早期発見から、切れ目なく関係機関と地域、教育と福祉をつなぐ福祉制度に精通した「コーディネーター」の配置を検討します。</p>	健康福祉課

【美郷町子育て支援ネットワーク】



【基本目標Ⅱ】 保育・教育の支援（育ち・学ぶ環境づくり）

貧困の世代間連鎖を解消するために、保育・教育の場を子どもが学び育つ場、人としての基礎を学ぶ場として改めて認識し、子ども・子育て支援制度に基づく保育・教育サービスの充実を図ります。また、学校教育における進路保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域全体で家庭教育を支える体制の整備などを通じて総合的な対策を推進するとともに、教育の機会均等を図ります。

1 保育環境の充実

子ども一人ひとりの視点を第一に置き、保護者の就労状況や利用者のニーズに応じた子育て支援・保育環境の充実を図ります。

取組	取組内容	主な担当課
子育て支援の充実	○保育園や子育て世代包括支援センター等の子育て支援施設において、子育てに対する不安や悩みについての相談や研修会の開催、保護者同士の交流の場の提供などを行い、地域に密着した子育て支援の充実を図ります。	健康福祉課
相談支援の充実	○子育て世代包括支援センターが中心となり、子育て支援センターと連携を取りながら、家庭における人間関係や子どもの養育に関すること、経済的困難や課題等、家庭の様々な相談に応じ、必要な助言や指導を行います。また、子育て家庭が気軽に相談でき、悩みや不安の軽減が図れるよう相談体制の充実に努めます。	健康福祉課
個別指導による支援	○乳幼児・妊産婦の訪問、相談事業において、それぞれの生活環境や背景、状況に応じた個別指導を実施し、妊産婦や乳幼児の健康増進・育児支援を図ります。	健康福祉課
多様な保育ニーズへの対応	○延長保育や休日保育、一時保育、病児・病後児保育など、多様な保育ニーズに対応できる環境整備に努めます。	健康福祉課
世代間交流の充実	○隣保館や公民館等と連携し、世代間交流を通して、地域の子育て機能の充実を図ります。	教育委員会 住民課 健康福祉課

2 教育の支援

経済的事情により、教育に格差があってはなりません。子ども一人ひとりが豊かな心を持ち、個性や創造力を伸ばしながら、困難な状況の有無に関わらず自立心と社会性を育むことができるよう、子どもの個性に応じたきめ細かな指導を行うとともに、教育内容の充実に努めます。

取組	取組内容	主な担当課
保育・教育の連携	○乳幼児期の保育から就学後の教育への円滑な移行を図るため、保育園と学校の日常的な連携を図り、支援が必要な子どもへ切れ目なく支援ができるよう努めます。	健康福祉課 教育委員会
子育て支援情報の共有	○保育園と小学校の日常的な連携に加え、合同で研修できる場や交流が図れる場を提供し、各施設間の情報や子育て支援に係る情報交換に努めます。	健康福祉課 教育委員会
基礎学力の定着に向けた取組への支援	○小学校の段階から、学力の基盤となる基礎・基本の定着を図るための学校環境を整備します。	教育委員会
保育・教育に関わる職員に対する啓発	○子どもに自己肯定感・自己有用感を醸成し、子どもの育ちに関わる職員の理解を深めるための研修等の開催に努めます。	健康福祉課 教育委員会
進路保障への取組	○全ての児童・生徒が将来をたくましく切り拓いていくために、学習支援、進路相談、奨学金の情報提供など教育支援を行います。	教育委員会
キャリア教育の推進	○児童・生徒の社会的、職業的自立に向け、学力、社会性の育成やふるさと教育と関連づけながら、自分らしく生きる行動力を育成する取組を行います。	教育委員会
学校と福祉関係機関等との連携	○いじめや不登校などの未然防止や早期解決のため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用した、児童・生徒への支援体制の充実に努めます。 ○学校と関係機関等との連携により、児童虐待から貧困リスクまで幅広く早期発見・早期対応を図ります。	健康福祉課 教育委員会

取組	取組内容	主な担当課
相談支援体制の充実	○教育の相談支援体制の充実を図り、課題を抱える子どもに関わる教育相談を実施します。	教育委員会
放課後児童クラブ 放課後子ども教室	○放課後、家に保護者がいない児童を対象に放課後の居場所として適切な場を提供するとともに、全ての児童を対象に地域住民の協力による体験活動の機会を提供します。 ○就労形態を把握した上で、利用時間の延長や土曜日の利用を可能とし、保護者の様々な就労形態に対応した居場所の提供に努めます。	教育委員会
子育てサポート ファイルの活用	○子育てサポートファイルを活用し、妊娠期からの早期の支援体制づくりと、関係機関との連携を強化し、家庭環境に左右されない一貫した指導・支援を図ります。	健康福祉課
家庭・地域での 教育力の育成	○生きる力と社会性のある子どもを育成するための、家庭・地域における教育力を養うため、啓発活動や学習機会の提供に向けた支援に努めます。	健康福祉課 教育委員会

【基本目標Ⅲ】生活の支援（くらしと健康づくりの支援）

経済的に困難な状況にある子どもやその保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、支援情報の提供や相談支援の充実を図ります。また、妊娠期、乳幼児期からの切れ目のない健康づくりへの支援とともに、食育などの日常生活全体の支援を実施します。

1 くらしの支援

子どもが生き抜く力を身につけるため、最低限の経済基盤が確保されたなかで、正しい生活習慣を身につけ、安定して生活できるよう支援します。

取組	取組内容	主な担当課
生活保護による支援	○生活が困窮状態にある保護者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による支援を行います。	健康福祉課
くらしの相談済みさによる相談支援（生活困窮者自立相談支援事業）	○経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある保護者に対し、就労の支援その他自立に関する問題について、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。 ○複合的で多様な課題を抱えて生活に困窮している状態にある保護者を救うため、相談に応じ、相談内容等を共有し、自立に向けた相談支援に努めます。	健康福祉課
子育てに適した住まいの確保	○子育て世帯が入居しやすい公営住宅の整備を促進します。 ○離職により住居を失った、又は失うおそれの高い保護者には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を住居確保給付金として支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。	建設課 健康福祉課
養育支援訪問事業	○養育支援が特に必要と判断される家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行います。	健康福祉課

取組	取組内容	主な担当課
情報提供の充実	<p>○広報やホームページをはじめ、あらゆる機会を通じて、子育てや子育て支援に関する様々な情報を提供します。</p>	健康福祉課
ひとり親家庭への支援	<p>○ひとり親家庭の子どもの健全な育成を目的に、相談体制の充実を図るため、社会的自立に必要な情報の提供を行います。</p> <p>○福祉医療制度や自立支援給付金制度、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等を活用した支援により、家計負担の軽減に努めます。</p> <p>○美郷町町営住宅条例に基づき、町営住宅への優先入居に配慮します。</p>	健康福祉課 建設課

2 健康づくり・発育の支援

出産や育児に関する相談支援をはじめ、親子の健康づくりを支援するとともに、妊娠から産後にかけて切れ目のない支援の体制を整え、子どもの健やかな成長を支援します。

取組	取組内容	主な担当課
母子保健等の充実	<p>○妊婦や乳幼児期の母子の健康が確保されるよう、妊婦健康診査や乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健における健康診査、保健指導、健康相談等を推進します。</p> <p>○母子健康手帳交付時、乳児家庭全戸訪問時、乳幼児健診時等の機会を活用し、子育てや子育て支援についてチラシ等を用いてわかりやすく情報を提供します。</p>	健康福祉課
訪問相談・指導体制の充実	<p>○乳幼児・妊産婦相談等において、それぞれの生活背景や状況に応じた個別指導を実施し、妊産婦や乳幼児の健康増進・育児支援を図ります。</p>	健康福祉課
食育の推進	<p>○親世代に対して、食に関する必要な知識・技術を伝える場を提供するとともに、食を通じた親子、家族、仲間、地域との関わりを深め、子どもの食べる力を豊かに育む「食育」を推進します。</p> <p>○健康づくり推進協議会を中心に町内の関係機関が連携して、調理実習や学校給食における地産地消に取り組むとともに、食生活改善推進員による伝達講習の実施により、バランス食や伝承料理の普及に努めます。</p>	健康福祉課
健康診査費用等の助成	<p>○妊婦健康診査費用の助成や子ども医療費助成、不妊治療に係る費用の一部助成を実施し、子育て費用の負担の軽減に努めます。</p> <p>○妊婦健康診査を受けるための通院に要する費用の一部を支給することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、定期的な妊婦健康診査の受診を促します。</p>	健康福祉課

取組	取組内容	主な担当課
歯科健康の支援	<p>○妊婦の口腔衛生及び子どもの歯と口腔の健康づくりのため、歯科健康診査及び保健指導を実施します。</p> <p>○妊娠届出時に妊婦歯科検診受診券及びチラシを配布し、歯科検診費用の助成を行うなど、妊娠期からの歯の健康づくりについて啓発を行います。</p> <p>○親子で歯の健康づくりについて取り組めるよう、乳幼児健康診査時における歯科検診、フッ素利用の促進（塗布、洗口）、歯科健康教室を実施します。</p>	健康福祉課
予防接種費用の助成及び勧奨	<p>○子どもの疾病予防及び重症化予防のため、予防接種費用を全額助成し、費用負担の軽減に努めます。</p> <p>○接種対象年齢に到達した際に、適切に接種できるように各予防接種の勧奨及び情報提供を行います</p>	健康福祉課
発育や発達に支援が必要な子どもの早期発見	<p>○乳幼児健康診査や訪問などによる個別指導・相談などを通して、発育・発達に支援が必要な子ども等の早期発見に努めます。</p> <p>○児童・生徒や保護者に対して、障がいの理解についての啓発に取り組み、保育園や学校の特別支援教育に対する方針について広く発信します。</p> <p>○保育園・学校において適切な対応を行うため、様々な事例から学ぶ研修等を積極的に実施し、発育・発達に支援が必要な子どもの保護者との協働に努めます。</p>	健康福祉課 教育委員会
特別支援教育の推進	<p>○小・中学校において、特別な支援が必要な児童・生徒に対し、一人ひとりに応じた個別の支援計画に基づき、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導を行うとともに、子どもや保護者、家庭における様々な悩み事に関する相談にも応じ、子育て家庭の不安や負担の軽減に努めます。</p>	教育委員会
発育や発達に支援が必要な子どもへの総合的な支援	<p>○発育や発達に支援が必要な子どもの発達促進を行うとともに、放課後等デイサービスや児童発達支援などの自立支援サービスの利用を支援するとともに、子どもの発達の遅れに不安を持つ保護者を対象として、医師等が助言や個別相談を行います。</p>	健康福祉課

【基本目標Ⅳ】 就労・経済的支援

経済的困窮状況にある世帯の生活を安定させるために、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを推進するとともに、ハローワーク等関係機関と連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談などに関する情報提供を行います。

また、家庭生活の下支えのため、法律等に基づく各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付け等の経済的支援を行います。

1 就労への支援

生活の安定のためには、家計の安定が必要です。そのため、保護者の就職活動等への支援など、経済的に自立した生活に向けて支援します。

取組	取組内容	主な担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	○事業所に対して男女の雇用機会の均等や子育て支援に関する制度の周知を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指します。	健康福祉課 定住推進課
再就職への支援	○子育て等によって離職した保護者の再就職の促進を図るため、無料職業紹介所と連携し、再就職に関する情報提供を行います。	定住推進課
無料職業紹介所	○町内在住の方やUターンを希望する保護者に対して、町内及び通勤可能な地域の求人情報を提供し、ハローワークと連携し、就業の支援を行います。	定住推進課
くらしの相談所みさとによる相談支援（生活困窮者自立相談支援事業）（再掲）	○経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある保護者に対し、就労の支援その他自立に関する問題について、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。 ○複合的で多様な課題を抱えて生活に困窮している状態にある保護者を救うため、相談に応じ、相談内容等を共有し、自立に向けた相談支援に努めます。	健康福祉課

取組	取組内容	主な担当課
就労準備支援事業	○就労に必要な知識や技能等の不足だけでなく、複合的な要因により生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱いている、就労意欲が低下している等の課題をもつ生活困窮者に対して、一般就労に向けた基礎的な能力の形成に向けた支援を行います。	健康福祉課
制度の普及・啓発	○パンフレットや掲示、その他様々な媒体を活用し、職場や町民へ働きかけを行い、理解を深められるよう制度の普及・啓発に努めます。	健康福祉課 定住推進課 その他関係課
放課後児童クラブ 放課後子ども教室 (再掲)	○放課後、家に保護者がいない児童を対象に放課後の居場所として適切な場を提供するとともに、全ての児童を対象に地域住民の協力による体験活動の機会を提供します。 ○就労形態を把握した上で、利用時間の延長や土曜日の利用を可能とし、保護者の様々な就労形態に対応した居場所の提供に努めます。	教育委員会

2 経済的支援

就業が難しいなど、様々な事情により経済的な支援が必要な家庭に対して、様々な制度を活用した経済的支援を図ります。将来、子どもが町外に転出したとしても、自立してしっかり暮らしていけるよう、子どもに向けた投資として、貧困の連鎖の解消を図ります。

取組	取組内容	主な担当課
保育料の減免	○町の保育料は「国が定める保育料徴収基準額の約4分の1」と、他の自治体と比べて負担の少ない料金で利用でき、また、国基準額第1～4階層は第1子から無料、第5階層以上は、同時入所2人目から無料、第3子以降も無料となっています。引き続き、この取組を進めます。	健康福祉課
通園・通学における交通費の助成	○通園・通学における交通費の助成を行っており、今後も引き続き、負担の軽減に努めます。	健康福祉課 教育委員会

取組	取組内容	主な担当課
児童手当の支給	○中学校卒業までの児童を養育している保護者を対象に、子育ての経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てられる社会の実現を目指し、国の制度に基づく児童手当を支給します。	健康福祉課
児童扶養手当の支給	○父母の離婚や死亡などにより、18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等に、児童の健やかな成長に向けて、児童扶養手当を支給します。	健康福祉課
特別児童扶養手当の支給	○障がい児（20歳未満）の父母又は養育者が一定の障がい程度に該当する児童を監護・養育する場合に手当を支給します。	健康福祉課
在宅育児手当の支給	○親子で町内に在住し、在宅で育児している家庭を対象に、出生の翌月から4歳に達する日以後の最初の3月分まで手当を支給します。	健康福祉課
健康診査費用等の助成（再掲）	○妊婦健康診査費用の助成や子ども医療費助成、不妊治療に係る費用の一部助成を実施し、子育て費用の負担の軽減に努めます。 ○妊婦健康診査を受けるための通院に要する費用の一部を支給することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、定期的な妊婦健康診査の受診を促します。	健康福祉課
就学援助	○経済的な理由により、小学校や中学校に就学する際に要する諸費用が大きな負担となる世帯について、新入学時学用品費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、給食費等を援助します。	教育委員会

取組	取組内容	主な担当課
ひとり親家庭への支援（再掲）	<p>○ひとり親家庭の子どもの健全な育成を目的に、相談体制の充実を図るため、社会的自立に必要な情報の提供を行います。</p> <p>○福祉医療制度や自立支援給付金制度、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等を活用した支援により、家計負担の軽減に努めます。</p> <p>○美郷町町営住宅条例に基づき、町営住宅への優先入居に配慮します。</p>	健康福祉課 建設課
給付型ふるさと定住奨学金	<p>○美郷町の将来を担う人材を育成するとともに、高校、大学進学にかかる経済的負担の軽減に努めます。</p>	教育委員会
放課後児童クラブの利用料負担軽減	<p>○町内で開設している、放課後児童クラブの利用料については、全ての児童を対象に無料としており、今後も継続し保護者の経済的負担を軽減します。</p>	教育委員会

第5章 計画の推進体制

【1】庁内推進体制

本計画の施策分野は、福祉分野のみならず教育や商工労働分野など、町行政の様々な分野にわたっています。全庁的に施策を推進するためには、庁内関係部署との連携や調整が欠かせません。

4つの基本目標ごとに取組、取組内容を定めています。主な担当課として主となる窓口を表記していますが、相談窓口が多岐にわたることも予想されます。それぞれの窓口で受けた相談を健康福祉課で集約し、庁内関係部署との情報共有を図り、必要に応じて庁外関係機関への情報提供を行い、連携や調整を行うこととします。

本計画の推進に当たっては、庁内関係部署との十分な連携を図りつつ様々な取組を推進するとともに、職員における子どもの貧困対策についての意識の醸成を図ります。

【2】地域における推進体制

この計画を実効性のあるものとするためには、町単独の力のみならず、町民と行政及び関係機関等の協働により、施策を推進していく必要があります。

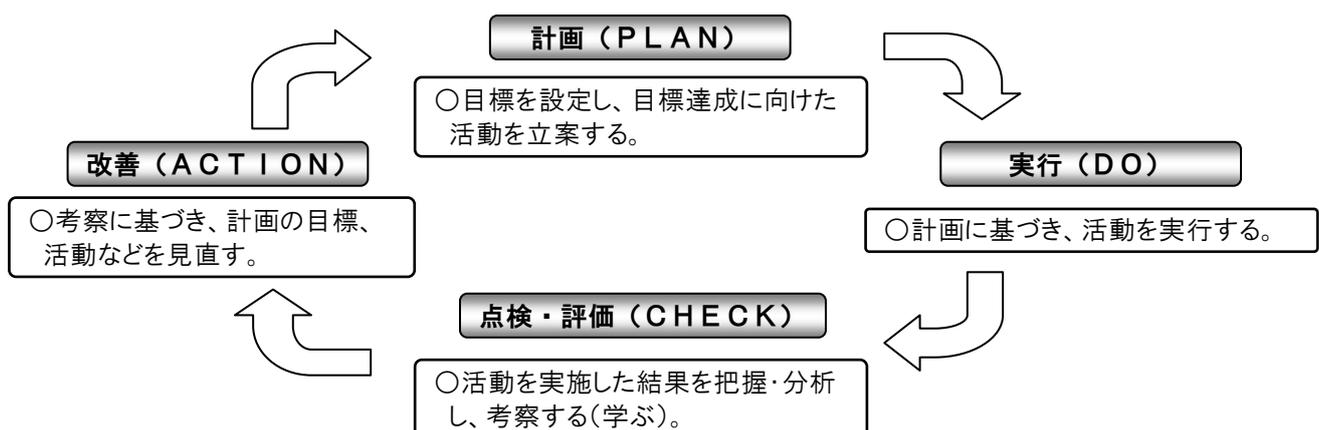
地域における子どもの貧困対策は、保育園や学校といった保育・教育の関係者だけが担うものではなく、町民一人ひとりが支援の担い手であるという考えのもとに、自主的・積極的な活動をしていくことが理想と言えます。町民の取組への参画と身近な応援で、支援の輪が広がるまちづくりを推進します。

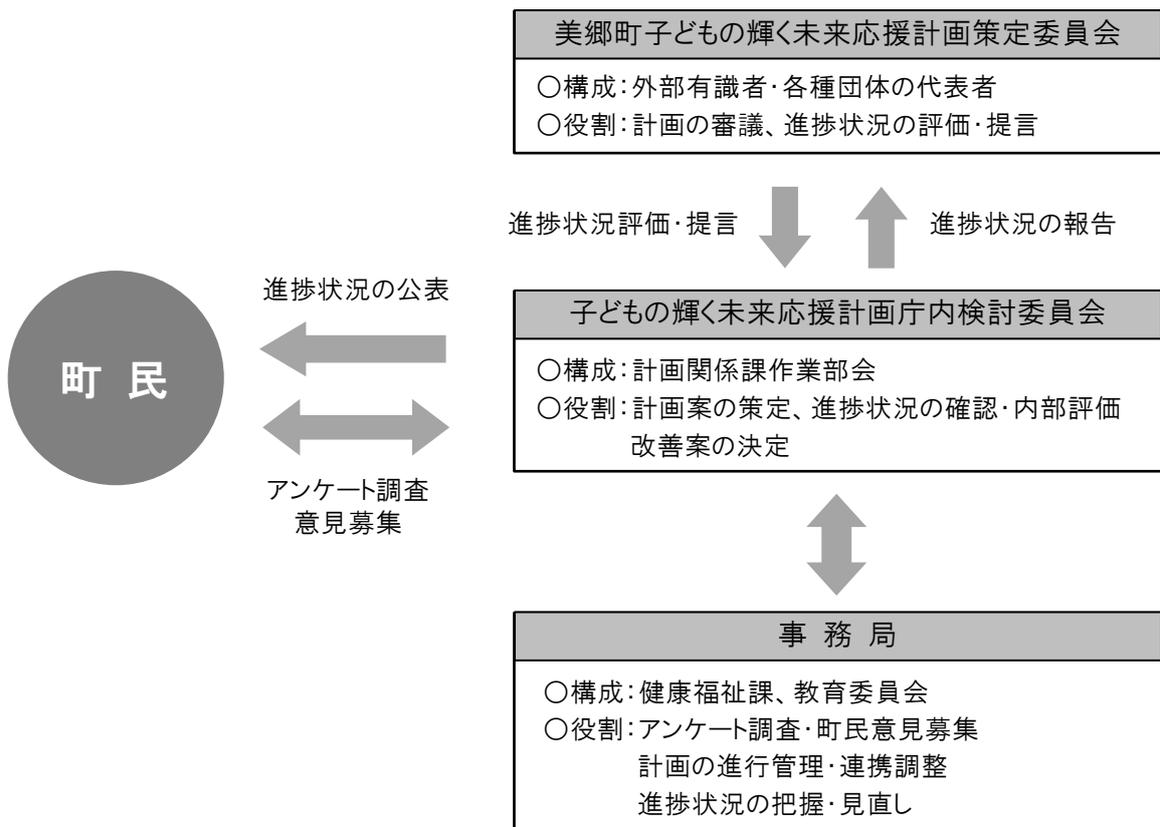
また、本町で準備している支援の取組や制度等を知らないために、サービス等を利用できないことがないように、あらゆる機会を通じて、取組や制度等の周知・啓発に努めます。

【3】計画の進捗評価

本計画の推進に当たっては、定期的に計画の進捗状況や達成状況を点検・評価し、それを次の施策・事業の実施に反映していく「PDCAサイクル」による進行管理を進めます。

【PDCAサイクルのプロセスイメージ】





資料編

1 美郷町子どもの輝く未来応援計画策定委員会開催状況

開催日	審議内容等
平成 28 (2016) 年度 第 1 回 平成 28 (2016) 年 11 月 9 日 (水)	○子どもの貧困対策に関する大綱について ○美郷町子どもの生活状況に関する実態調査について ○関係団体等ヒアリングシートについて ○今後のスケジュールについて
平成 28 (2016) 年度 第 2 回 平成 28 (2016) 年 12 月 16 日 (金)	○美郷町子どもの生活状況に関する実態調査について ○関係団体等ヒアリングシートについて ○子どもの未来応援国民運動について
平成 29 (2017) 年度 第 1 回 平成 29 (2017) 年 8 月 31 日 (木)	○美郷町子どもの生活状況に関する実態調査報告について ○計画策定骨子 (案) について ○今後のスケジュールについて
平成 29 (2017) 年度 第 2 回 平成 29 (2017) 年 11 月 1 日 (水)	○子どもの輝く未来応援計画素案について
平成 29 (2017) 年度 第 3 回 平成 29 (2017) 年 12 月 19 日 (火)	○子どもの輝く未来応援計画素案について
平成 29 (2017) 年度 第 4 回 平成 30 (2018) 年 1 月 15 日 (月)	○子どもの輝く未来応援計画案について

2 美郷町子どもの輝く未来応援計画策定委員会委員名簿 (1) 平成28(2016)年度

(50音順、敬称略)

No.		氏名	所属・役職等	部会
1	代表者会	井川 定雄	美郷町連合自治協議会会長	子どもの育ち
2	代表者会	石橋 邦彦	美郷町立邑智小学校校長	学校・福祉連携
3	代表者会	上原 謙二	美郷町商工会会長	子どもの育ち
4	代表者会	大場 弥生	おおち保育園園長	子どもの育ち
5		生越 徹	美郷町教育委員会	学校・福祉連携
6		櫻井 由香里	都賀保育園園長	学校・福祉連携
7	代表者会	佐藤 龍美	美郷町PTA連合会副会長	学校・福祉連携
8		竹下 英男	島根県スクールソーシャルワーカー	学校・福祉連携
9	代表者会	田邊 哲也	美郷町教育委員会教育長	学校・福祉連携
10		谷口 安夫	浜原隣保館館長	学校・福祉連携
11		中本 稔	島根県県央保健所所長	子どもの育ち
12		西上 時恵	主任児童委員	子どもの育ち
13		錦織 健一郎	美郷町立邑智中学校校長	子どもの育ち
14		野村 祥子	主任児童委員	学校・福祉連携
15	代表者会	田邊 康文	美郷町社会福祉協議会会長	子どもの育ち
16		波多野 祐康	都賀行隣保館館長	子どもの育ち
17	代表者会	藤井 伸治	美郷町立大和中学校校長	学校・福祉連携
18		古田 真一郎	美郷町教育委員会	学校・福祉連携
19		堀尾 亮介	美郷町立大和小学校校長	子どもの育ち
20		山本 尚樹	浜田児童相談所所長	子どもの育ち
21		山本 幹雄	美郷町議会議員	子どもの育ち
22		吉田 彰二	島根県立飯南高等学校校長	学校・福祉連携

(2) 平成 29 (2017) 年度

(50 音順、敬称略)

No.		氏 名	所属・役職等	部 会
1	代表者会	井川 定雄	美郷町連合自治協議会会長	子どもの育ち
2	代表者会	石橋 邦彦	美郷町立邑智小学校校長	学校・福祉連携
3	代表者会	上原 謙二	美郷町商工会会長	子どもの育ち
4	代表者会	大場 弥生	おおち保育園園長	子どもの育ち
5		南口 周哉	美郷町教育委員会	学校・福祉連携
6		櫻井 由香里	都賀保育園園長	学校・福祉連携
7	代表者会	佐藤 龍美	美郷町 P T A 連合会会長	学校・福祉連携
8		竹下 英男	島根県スクールソーシャルワーカー	学校・福祉連携
9	代表者会	田邊 哲也	美郷町教育委員会教育長	学校・福祉連携
10		谷口 安夫	浜原隣保館館長	学校・福祉連携
11	代表者会	中本 稔	島根県県央保健所所長	子どもの育ち
12	代表者会	西上 時恵	主任児童委員	子どもの育ち
13		錦織 健一郎	美郷町立邑智中学校校長	子どもの育ち
14		野村 祥子	主任児童委員	学校・福祉連携
15	代表者会	田邊 康文	美郷町社会福祉協議会会長	子どもの育ち
16		佐藤 静人	都賀行隣保館館長	子どもの育ち
17	代表者会	阿川 俊治	美郷町立大和中学校校長	学校・福祉連携
18		古田 真一郎	美郷町教育委員会	学校・福祉連携
19		堀尾 亮介	美郷町立大和小学校校長	子どもの育ち
20		山本 尚樹	浜田児童相談所所長	子どもの育ち
21		福島 教次郎	美郷町議会議員	子どもの育ち
22		秦 勉	島根県立飯南高等学校校長	学校・福祉連携

3 美郷町子どもの輝く未来応援計画策定委員会運営要綱

美郷町告示第80号

(趣旨)

第1条 この告示は、美郷町子どもの輝く未来応援計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 実態把握のための調査に関する調査項目等に対する助言
- (2) 部会における意見交換等の結果の共有及びその結果に対する助言
- (3) 計画全般に対する助言及び計画全体の枠組みに対する助言
- (4) 具体的な施策に対する助言

(委員)

第3条 策定委員会の委員は、子ども及び若者への支援及び取組について関わりの深い団体及び組織等から適当と認める者へ委嘱する。

2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。

(構成)

第4条 策定委員会の構成は、代表者会及び専門部会とする。

(進行)

第5条 策定委員会の進行は、健康福祉課長が行う。

(部会)

第6条 学齢期の子ども、青少年、若者、未就学の子ども（妊娠期を含む。）及び保護者等への支援について検討するため、次の表の部会を設け意見交換等を行う。

部会の名称	所掌事項
学校・福祉連携部会	<ol style="list-style-type: none">1 主に学齢期の子ども、青少年及び若者への支援について、学校と福祉の連携の視点を中心に意見交換を行う。2 計画全般に対する助言及び計画策定全体の枠組みに対する助言を行う。3 具体的な施策に対する助言を行う。
子どもの育ち部会	<ol style="list-style-type: none">1 主に未就学の子ども（妊娠期を含む。）、保護者及び社会的擁護を必要とする子どもへの支援について、自立支援及び子どもの育ちの視点を中心に意見交換を行う。2 計画全般に対する助言及び計画策定全体の枠組みに対する助言を行う。3 具体的な施策に対する助言を行う。

2 部会の進行は、学校・福祉連携部会を教育委員会教育課長が行い、子どもの育ち部会を健康福祉課長が行う。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、町長が招集する。

(謝金及び費用弁償)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関及び関連団体の職員等にはこの限りでない。

2 委員の費用弁償は、美郷町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年美郷町条例第49号）別表第2（備考1及び2を除く。）の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第9条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に策定委員会への出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、健康福祉課におく。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

美郷町子どもの輝く未来応援計画
－ 美郷町子どもの貧困対策に関する整備計画 －

発 行 行／平成 30（2018）年 3 月
発 行 者／島根県 美郷町
問 合 せ 先／美郷町役場健康福祉課（美郷町福祉事務所）
〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕洲 1 6 8
T E L （ 0 8 5 5 ） 7 5 - 1 9 3 1
F A X （ 0 8 5 5 ） 7 5 - 1 5 0 5
